

第5期 蕨市障害福祉計画 第1期 蕨市障害児福祉計画

障害のある人とない人が、地域でともに支え合うまち わらび

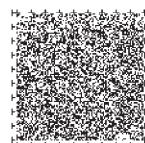
2018 年度（平成 30 年度）～ 2020 年度



平成 30 年 3 月



蕨市



は じ め に

本市では、平成27年3月に、障害者基本法に基づく障害者施策の基本である「蕨市障害者計画」と、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの提供体制の確保や施策を具体化するための実施計画である「第4期蕨市障害福祉計画」を策定し、これらの計画に基づいて様々な施策を実施してまいりました。

この間の新たな取組として、錦町3丁目の市有地を活用した短期入所を併設する障害者グループホーム「紙ふうせん」を開設したほか、主に精神に障害のある方の社会参加に向け、創作活動や生産活動を行う地域活動支援センター「つむぎ」に対する運営補助を始めました。更には、障害者団体などが障害のある方を支援するために行う自発的な活動に対して助成する制度を新設するなど、障害者福祉の推進を図っているところです。

このたび、「第4期蕨市障害福祉計画」が平成29年度をもって計画期間の満了を迎えることから、新たに平成30年度から3年間の「第5期蕨市障害福祉計画」と障害のある子どもの健やかな育成を支援するための実施計画である「第1期蕨市障害児福祉計画」を一体的に策定いたしました。

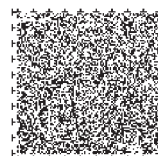
この2つの計画には、平成28年5月に改正された障害者総合支援法や発達障害者支援法など、法律や制度の変化を踏まえ、主に平成32年度を目標年度とした数値目標と、障害福祉サービス等の見込量、更にそれらを達成するための方策を定めております。

今後とも、蕨市障害者計画の基本理念として掲げる「障害のある人となない人が、地域でともに支え合うまち わらび」の実現に向け、障害のある方への支援の一層の充実を図るため、本計画を推進してまいります。

おわりに、この計画の策定に当たり、障害のある方とご家族をはじめ、多くの市民の皆さんに「アンケート調査」にご協力いただいたほか、障害福祉関係団体や蕨市障害福祉計画策定懇談会委員の方々には、貴重なご意見・ご提言をいただきました。ここに厚くお礼を申し上げます。

平成30年3月

蕨市長 頼 高 英 雄



目 次

第1章 策定に当たって

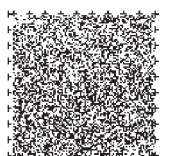
1. 計画策定の趣旨	3
2. 障害者福祉施策をめぐる動向	4
3. 基本理念	8
4. 基本方針	9
5. 障害福祉サービスの全体像	12
6. 計画の位置付け	16
7. 計画の期間	18
8. 計画の対象者の範囲	19

第2章 障害のある人・障害のある子どもの現状

1. 障害のある人の数の推移	23
2. 障害福祉サービス等の利用状況	27
3. 地域資源の状況	31
4. 福祉に関するアンケート調査	32
5. 団体ヒアリング	43

第3章 障害福祉サービス等の目標値と見込み

1. 平成32年度（2020年度）における目標値	47
（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行	47
（2）精神障害のある人にも対応した地域包括ケアシステムの構築	49
（3）福祉施設から一般就労への移行等	51
（4）就労定着支援	53
2. 障害福祉サービスの見込み	54
（1）訪問系サービス	54
（2）日中活動系サービス	55
（3）居住系サービス	57
（4）計画相談支援・地域相談支援	58



3. 地域生活支援事業の見込み	60
（1）相談支援	60
（2）成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援制度	60
（3）日常生活の支援	61
（4）地域活動支援センター	62
（5）理解促進研修・啓発事業	62
（6）自発的活動支援事業	63
（7）その他の事業（任意事業）	63
4. 地域生活支援拠点の整備	64
5. 障害のある人の権利の擁護	65

第4章 障害児支援等の目標値と見込み

1. 障害児支援等の目標値	69
2. 障害児支援等の見込量	70
（1）障害児相談支援	71
（2）発達障害のある子どもへのサービス	71
（3）医療的ケア児へのサービス	72
（4）重症心身障害のある子どもに対する支援	72

第5章 サービスの確保と計画の進捗管理

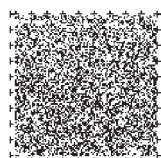
1. サービスの確保策	75
2. 本計画の進捗管理について	76

第6章 計画の推進

1. 計画の推進のために	81
2. 推進体制の整備	81

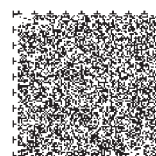
第7章 資料

1. 蕨市障害福祉計画策定懇談会設置要綱	85
2. 蕨市障害福祉計画策定懇談会委員名簿	86
3. 計画策定経過	87

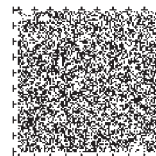


第1章

策定に当たって



1. 計画策定の趣旨



蕨市では、平成27年（2015年）3月に障害者基本法に基づく「蕨市障害者計画」と障害者総合支援法に基づく「第4期蕨市障害福祉計画」を一体的に作成し、障害のある人もない人も、お互いを尊重し合い、皆が社会の一員として平等な立場で考え、支え合い、住み慣れた地域で安心していきいきとくらせる社会の実現を目指して、総合的かつ計画的に施策の推進を図ってきました。

この間に、知的障害や精神障害のある人の増加に加えて、高次脳機能障害や発達障害のある人、更には難病患者への支援の必要性が高まる等、障害者福祉の対象は大きく広がってきています。

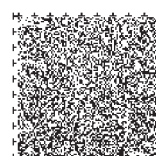
また、障害のある人が、必要な支援を受けながら、誰からも差別されることなく、就労や社会活動に参加し、地域の中で自立して生活できるようにしていくために、改めて、障害のある人の人権を尊重することの重要性が浮かび上がってきています。特に、障害のある人への虐待に関しては、障害のある人の人権擁護の必要性を、広く社会に認識させることとなったといえるでしょう。

こうした社会の動向を受けて、平成28年（2016年）5月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が改正され、新たな福祉サービスを導入する等、多様化複雑化する障害者福祉のさまざまな課題の解決に向けて取り組んでいこうとしています。

また、平成28年（2016年）4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行され、障害のある人の人権擁護に向けての法整備は、急速に進んでいます。

更には、児童福祉法の改正により、障害児通所支援等のサービス提供体制の確保のために、「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

こうした状況を受けて、蕨市は、ここに「第5期障害福祉計画」と「第1期障害児福祉計画」を一体的に策定し、障害のある人が、切れ目のない支援を受けながら、地域で自立して、自分らしくいきいきと生活していけるよう、障害のある人の人権の尊重という観点に立って、基本方針と施策の方向性を示すとともに、具体的事業を体系化し、障害者福祉施策の一層の充実と多様化を図ります。



2. 障害者福祉施策をめぐる動向

（１）障害者基本法の改正

平成 23 年（2011 年）7 月、障害者基本法の一部を改正する法律が成立し、同年 8 月から施行されています。この改正により、「障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害者があらゆる分野において分け隔てられることなく、他者と共生することができる社会を実現すること」が法律の目的として新たに規定されました。

（２）障害者虐待防止法の成立と施行

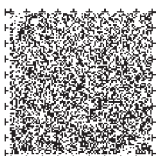
虐待を受けた障害のある人に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定めることによって、障害のある人の虐待の防止に向けた取組を推進するため、平成 23 年（2011 年）6 月「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が成立し、平成 24 年（2012 年）10 月から施行されました。この法律では、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等に障害者虐待防止のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障害のある人を発見した者に対する通報義務を課すことが定められています。

（３）障害者総合支援法の成立と施行

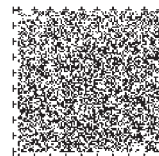
障害のある人の地域社会における共生の実現に向けて、障害者自立支援法に替わる法律として、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）が平成 24 年（2012 年）6 月に成立し、平成 25 年（2013 年）4 月から施行されました。この法律では、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」という理念の基に、障害の範囲に難病等を加えたのをはじめとして、障害支援区分の創設、グループホームとケアホームの一元化、重度訪問介護の対象の拡大、医療型短期入所制度の導入等の新たな障害者福祉施策が示されています。

（４）障害者優先調達推進法の成立と施行

国や地方公共団体等が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等が供給する物品等を優先的に購入することに努め、障害者就労施設で就労する障害のある人や在宅で就業する障害のある人等の自立を促進するため、平成 24 年（2012 年）6 月「国等による障害者就労施設等からの物品等の調



達の推進等に関する法律」(障害者優先調達推進法)が成立し、平成 25 年(2013 年) 4 月から施行されました。



(5) 障害者基本計画(第3次)の策定

平成 25 年(2013 年) 9 月、国の障害者基本計画(第3次)(平成 25 年度(2013 年度) から平成 29 年度(2017 年度))が策定されました。この計画では、障害者基本法の改正を踏まえて、施策の基本原則を見直し、地域における共生、差別の禁止、国際的協調という方向性が示されるとともに、施策の横断的視点として、障害のある人の自己決定の尊重が明記されています。

また、新たに取り組むべき施策分野として、「安全・安心」、「差別の解消及び権利擁護の推進」、「行政サービス等における配慮」が掲げられています。

(6) 障害者権利条約の批准

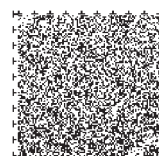
平成 18 年(2006 年) 12 月、国連総会において、障害者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である、「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)が採択され、平成 20 年(2008 年) 5 月に発効しました。

我が国は、平成 19 年(2007 年) 9 月に同条約に署名し、締結に向けた国内法の整備を進め、障害者総合支援法や障害者差別解消法等が制定されました。

このような国内法の整備を経て、国は平成 26 年(2014 年) 1 月、障害者権利条約を批准しました。この条約では、障害に基づくあらゆる差別の禁止や、障害のある人が社会に参加し、包容されることを促進することなどを規定しています。

(7) 第4期障害福祉計画の基本指針

平成 26 年(2014 年)に策定された第4期障害福祉計画では、国の基本指針の中で、PDCAサイクルを導入し、中間評価、評価結果の公表等をして、計画の進捗評価体制を強化するとともに、「福祉施設から地域生活への移行促進」、「精神科病院から地域生活への移行支援」、「地域生活支援拠点等の整備」、「福祉から一般就労への移行促進」、「障害児支援体制の整備」、「計画相談の連携強化、研修、虐待防止等」の施策を推進していくとされています。



(8) 子ども・子育て支援新制度の創設

平成 24 年（2012 年）8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、子ども・子育て支援新制度が成立し、平成 27 年（2015 年）4 月から本格実施されました。

障害のある子どもについて、「子ども・子育て支援法」では、「子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。」と規定されています。

(9) 障害者差別解消法の成立と施行

平成 25 年（2013 年）6 月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が成立し、平成 28 年（2016 年）4 月より施行されました。この法律では、国・地方公共団体・民間事業者に対して、障害があるという理由だけで、「不当な差別的扱い」をすることや、障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で障壁となるものを取り除くために必要な「合理的配慮」をしないことを禁止しています。

(10) 障害者雇用促進法の改正

平成 25 年（2013 年）6 月、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、平成 28 年（2016 年）4 月より施行されました。この法律では、雇用の分野において、障害のある人に対して障害を理由に差別的扱いをすることが禁止されるとともに、法定雇用率の算定に、精神障害のある人を加えることが明記されています。

(11) 改正障害者総合支援法の成立

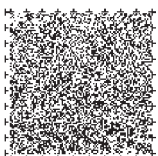
平成 28 年（2016 年）5 月、自立生活援助、就労定着支援、障害のある人の高齢化への対応など新規事業の創設等を内容とする、改正障害者総合支援法が成立しました。

(12) 改正発達障害者支援法の成立

平成 28 年（2016 年）5 月、社会的障壁の除去、乳幼児期から高齢期まで、ライフステージに応じた支援を切れ目なく行うこと等を内容とする、改正発達障害者支援法が成立しました。

(13) 第 5 期障害福祉計画等に係る国の基本指針見直し告示

平成 29 年（2017 年）3 月、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めた基本指針の見直しが告示されました。



【基本指針改正の主旨】

① 地域共生社会の実現のための規定の整備

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組等を計画的に推進することを定めます。

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害のある人（発達障害のある人及び高次脳機能障害のある人を含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築について定めます。

③ 障害児支援の提供体制の計画的な整備

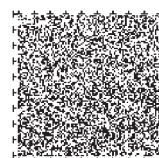
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律により、児童福祉法に障害児福祉計画の策定が義務付けられたこと等を踏まえ、以下の柱を盛り込み、障害児支援の提供体制の確保に関する事項等を新たに定めます。

- ・ 地域支援体制の充実
- ・ 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ・ 地域社会への参加・包容の推進
- ・ 特別な支援が必要な障害のある子どもに対する支援体制の整備
- ・ 障害児相談支援の提供体制の確保

④ 発達障害者支援の一層の充実

発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行を踏まえ、発達障害のある人の支援の体制の整備を図るため、発達障害者支援協議会の設置の重要性等について定めます。

- ・ 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 地域生活支援拠点等の整備
- ・ 福祉施設から一般就労への移行等
- ・ 障害児支援の提供体制の整備等



3. 基本理念

本計画は、蕨市障害者計画の基本理念を踏まえて、障害者福祉施策を体系化して示すものです。

「障害のある人となない人が、 地域でともに支え合うまち わらび」

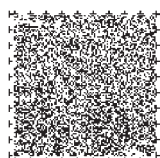
～すべての人が住み慣れた地域で尊厳を持って
安心して暮らせるまちづくり～

障害のある人もない人も、すべての市民がお互いの個性と人格を尊重し、ともに支え合い、ともに協力し合うとともに、障害のある人も必要十分な情報提供と支援の上での自己選択と自己決定により、自分に最も合った支援を受けながら、地域社会のあらゆる活動に参加し、いきいきと生活できる地域の実現が求められており、更には、性同一障害のある人への配慮や成長発達期に新たな障害を生まないための対応も求められています。

また、障害のある人の人権の尊重という視点に立って、障害を理由とする差別や虐待のない地域づくりをしていくことも重要です。

こうしたことから、すべての市民が障害に対する関心と理解を深め、障害のある人の人権の大切さを認識していくとともに、障害のある人の重度化・高齢化、難病、発達障害や高次脳機能障害のある人の増加など、多様化する障害者福祉のニーズに対応するため、福祉・保健・医療等の関係機関や事業者との連携を図り、就労・就学などライフステージごとの課題から、災害時の対応まで、切れ目ない支援体制を構築していきます。

蕨市は、「障害のある人となない人が、地域でともに支え合うまち わらび～すべての人が住み慣れた地域で尊厳を持って安心して暮らせるまちづくり～」を基本理念として、本計画を推進いたします。



4. 基本方針

本計画は、前述した本市の障害者計画の理念に基づき、国の基本指針を踏まえて策定します。

市町村障害福祉計画、障害児福祉計画の策定に当たって国が示した基本指針では、5つの基本的理念を掲げるとともに、障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方を示し、市町村ごとに数値目標を設定し、計画的な整備を行うことを求めています。

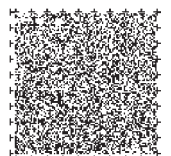
（１）障害のある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

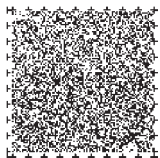
共生社会を実現するため障害のある人等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害のある人等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

（２）市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害のある人等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施主体の基本とします。また、障害福祉サービスの対象となる障害のある人等の範囲を身体障害のある人、知的障害のある人及び精神障害のある人（発達障害のある人及び高次脳機能障害のある人を含む。）並びに難病患者であって18歳以上の者並びに障害のある子どもとし、サービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障害福祉サービスの均てん化を図ります。また、発達障害のある人及び高次脳機能障害のある人については、従来から精神障害のある人に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図ります。更に、難病患者等についても、引き続き障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図るため、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき特定医療費の支給認定を行う都道府県や難病患者等の相談に応じる難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者本人に対して必要な情報提供を行う等の取組により、障害福祉サービスの活用が促されるようにします。

（３）入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備





障害のある人等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害のある人等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO 等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

特に、地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、今後、障害のある人等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能を更に強化する必要があります。

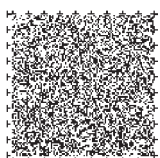
また、こうした拠点等の整備にあわせて、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要があります。

また、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要です。これを踏まえ、精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

（４）地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、次のような取組等を計画的に推進します。

- （一） 地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作り
- （二） 地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等に係る取組
- （三） 人工呼吸器を装着している障害のある子ども、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害のある子どもが保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築



（５）障害のある子どもの健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うに当たっては、障害のある子ども本人の最善の利益を考慮しながら、障害のある子どもの健やかな育成を支援することが必要です。このため、障害のある子ども及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については市町村を、障害児入所支援については都道府県を実施主体の基本とし、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、都道府県の適切な支援等を通じ引き続き障害児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、障害のある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

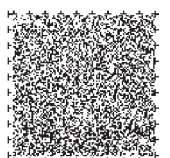
更に、障害のある子どもが障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

こうしたサービス提供体制の整備等については、個別の状況に応じて、関係者や障害のある人本人が参画して行う議論を踏まえた上で、市町村及び都道府県が定める障害保健福祉圏域ごとの整備の在り方を障害福祉計画等に位置づけ、計画的に推進します。

《成果目標の達成に向けた関係機関との連携の強化》

各種の障害福祉サービス、地域生活支援事業、地域生活支援拠点の整備等の成果目標を達成するために、障害福祉をはじめとして、医療、教育、雇用等の分野を超えた総合的な取組が求められています。

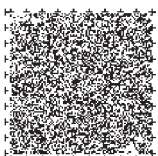
こうしたことから、行政と医療機関、教育機関、公共職業安定所、職業リハビリテーションを実施する機関等が、それぞれ役割を分担しながら緊密に連携していきます。



5. 障害福祉サービスの全体像

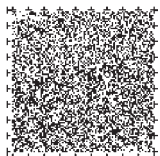
今回の計画期間において提供される障害福祉サービスの全体像を次のとおり示します。

【障害福祉サービスの全体像】

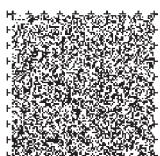


【障害福祉サービスの内容】

自立支援給付	介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
		重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います
		同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います
		行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
		療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をします
		生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
		短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
		重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します
		施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
		自立生活援助	一人暮らしへ移行した障害のある人に一定期間、巡回訪問や随時の対応で適切な支援を行います
	訓練等給付	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
		就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
		就労継続支援(A型=雇用型、B型=非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
		共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います
		就労定着支援	障害のある人が雇入れ後に早期離職することなく職場定着するため、また、難病患者等の職場定着に関する取組の支援を行います
	計画相談支援		障害のある人が障害福祉サービスを適切に利用できるよう、サービス等利用計画を作成し、サービス開始後、一定期間ごとにサービス利用状況の検証を行い、計画の見直しを行う等の支援を行います
	地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)		地域移行支援は、障害者入所施設や精神科病院に入所又は入院している障害のある人を対象に住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行います 地域定着支援は、居住において単身で生活している障害のある人を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います

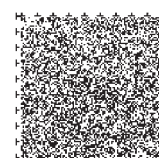


地域生活支援事業	必須事業	理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障害のある人への理解を深めるための研修や啓発(イベントや教室の開催、パンフレットの配布等)を行います
		自発的活動支援事業	障害のある人やその家族、地域住民が自発的に行う活動を支援します
		相談支援事業	障害のある人や保護者などからの相談に応じ、必要な情報提供、助言・指導等を行います
		成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害のある又は精神障害のある人で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人について、後見人等の報酬等の経費の一部について補助を行います
		成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します
		意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに障害がある人との意思疎通を仲介するために、手話通訳者等の派遣を行います
		日常生活用具給付等事業	重度の障害のある人などに対して、自立生活支援用具等日常生活用具の給付・貸与を行います
		手話通訳者養成事業	聴覚障害のある人等との交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話通訳者の養成・研修を行います
		移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います
		地域活動支援センター機能強化事業	障害のある人を通所させ、創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流等を図る機能を充実、強化する事業です
	任意事業	訪問入浴サービス事業	居宅で入浴することが困難な重度身体障害のある人や保護者の負担の大きい障害のある子どもに、入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します
		日中一時支援事業	障害のある人に日中における活動の場を提供し、家族の就労支援や一時的な休息を図るとともに、見守りや、日常的訓練などを行います
		更生訓練費給付事業	自立生活および就労に向けて訓練を受けている方に、効果的に訓練を受けるための経費(消耗品費等)や、通所のための経費を支給します
		虐待防止対策支援事業	障害のある人への虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応、事後の本人及び養護者への適切な支援を行うため、虐待防止に関する啓発普及、関係機関の協力体制の整備や支援体制の強化を図ります



各種障害児支援

児童発達支援	未就学児を対象に日常生活における基本的動作の指導、必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います
医療型児童発達支援	上記サービスに併せて上肢・下肢または体幹機能に障害のある子どもの治療を行います
放課後等デイサービス	就学児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練や居場所の提供を行います
保育所等訪問支援	障害のある子どもが通う保育所や幼稚園に出向き、本人や訪問先施設のスタッフに対して集団生活の適応を支援します
居宅訪問型児童発達支援	外出困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活の基本的な動作の指導や知識・技能付与の支援をします
障害児相談支援	障害のある子どもが障害児通所支援を適切に利用できるよう、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにサービス利用状況の検証を行い、計画の見直しを行う等の支援を行います



6. 計画の位置付け

(1) 計画の位置付け

- この計画は、国の「障害者基本計画」及び「埼玉県障害者支援計画」の内容を踏まえるとともに、「コンパクトシティ蕨」将来ビジョン、蕨市高齢者福祉計画・介護保険事業計画、わらび健康アップ計画、蕨市子ども・子育て支援事業計画など、市の他の計画との整合性を図りながら策定しています。
- この計画は、アンケート調査や懇談会、団体ヒアリングなどによる市民意見を反映して策定しています。

＜ 障害者計画 ＞

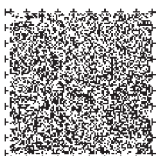
障害者計画は、障害者基本法第11条において策定が義務付けられている市町村障害者計画で、市の障害者福祉施策の基本計画として、施策の基本的方向と具体的方策を明らかにするものです。

＜ 障害福祉計画 ＞

障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条において策定が義務付けられている市町村障害福祉計画で、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的としています。

＜ 障害児福祉計画 ＞

障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20の規定に基づく計画であり、障害児通所支援等のサービスの提供体制の確保のための計画として定めるものです。

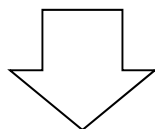


■「障害者計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」の位置付け ■

「コンパクトシティ蕨」将来ビジョン

安心とにぎわいみんなにあたたかい日本一のコンパクトシティ蕨

分野別目標「みんなにあたたかく健康に生活できるまち」



蕨市障害者計画

- 障害者基本法（第11条）に基づく、障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画
- 計画期間：平成27年度（2015年度）から平成32年度（2020年度）（6年間）

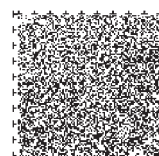
第5期蕨市障害福祉計画

- 障害者総合支援法（第88条）に基づく、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画
- 計画期間：平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）（3年間）

第1期蕨市障害児福祉計画

- 児童福祉法（第33条の20）に基づく、障害児福祉サービス等の確保に関する実施計画
- 計画期間：平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）（3年間）

注）平成31年以降の元号表記については、元号が未定のため、そのまま「平成」を使用しています。



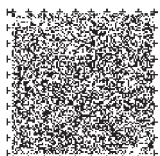
7. 計画の期間

第5期障害福祉計画の期間については、平成32年度（2020年度）を目標年度とし、第1期（平成18年度（2006年度）から平成20年度（2008年度））から第4期（平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度））の実績を踏まえ、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの3年間を計画期間とします。

また、第1期障害児福祉計画についても、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの3年間を計画期間とします。

なお、いずれの計画も、国・県の行政施策の動向、社会情勢や制度の変化、計画の進捗状況により、必要に応じて見直しを行うこととします。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害者 計画															
障害 福祉計画															
障害児 福祉計画															



8. 計画の対象者の範囲

この計画における「障害者」とは、身体障害者福祉法に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち 18 歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者（知的障害者を除く）のうち 18 歳以上である者及び難病患者等のうち 18 歳以上である者をいいます。

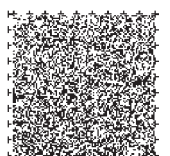
「障害児」とは、児童福祉法に規定する障害児及び精神障害者や難病患者等のうち 18 歳未満である者をいいます。

また、発達障害（学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD））や高次脳機能障害がある人なども対象とします。

●「障害者」という表現について●

障害のある人を適切に表現するには難しい面があり、障害を特別視して「障害者」としてひとくくりに表したり、これと対比した表現として「健常者」が用いられたりすることもあります。

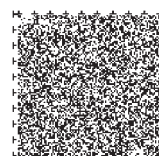
しかしながら、障害はその人の一部分にしかすぎないこと、障害の中には社会制度や生活環境の不十分さにより生じているものも少なくないという視点からは、いずれも適切さに欠ける面があります。そのため、この計画の中では、「障害のある人・ない人」という表現を用いています。なお、法律上の名称や、文脈上やむをえない場合には「障害者」という表現を用いることもあります。その場合も、障害はその人の一部分にすぎないという考えを踏まえたものとして用いています。



第2章

障害のある人・

障害のある子どもの現状



1. 障害のある人の数の推移

障害のある人の数（平成29年（2017年）3月31日現在・各手帳所持者数）は全体で2,741人、その内訳は身体障害のある人が1,908人、知的障害のある人が376人、精神障害のある人が457人となっています。総人口に占める割合をみると、身体障害のある人は2.59%、知的障害のある人の割合は0.51%、精神障害のある人は0.62%となっています。

身体障害と知的障害では、総人口に占める割合はほぼ横ばいで推移していますが、精神障害はわずかながら増加の傾向にあります。

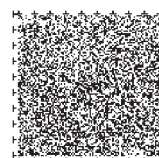
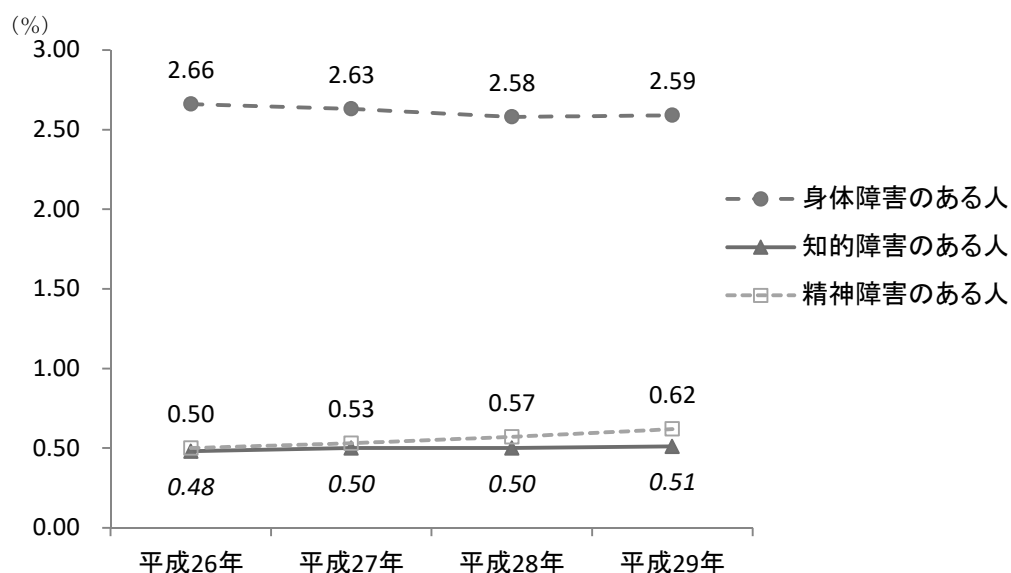
■ 市の障害のある人の数 ■

（単位：人）

区 分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口	72,137	72,474	73,304	73,800
身体障害のある人	1,920	1,907	1,892	1,908
知的障害のある人	348	360	365	376
精神障害のある人	359	384	418	457

資料：市民課（各年4月1日現在総人口）：福祉総務課・保健センター（各年3月末現在手帳所持者数）

■ 総人口に占める障害のある人の割合の推移 ■

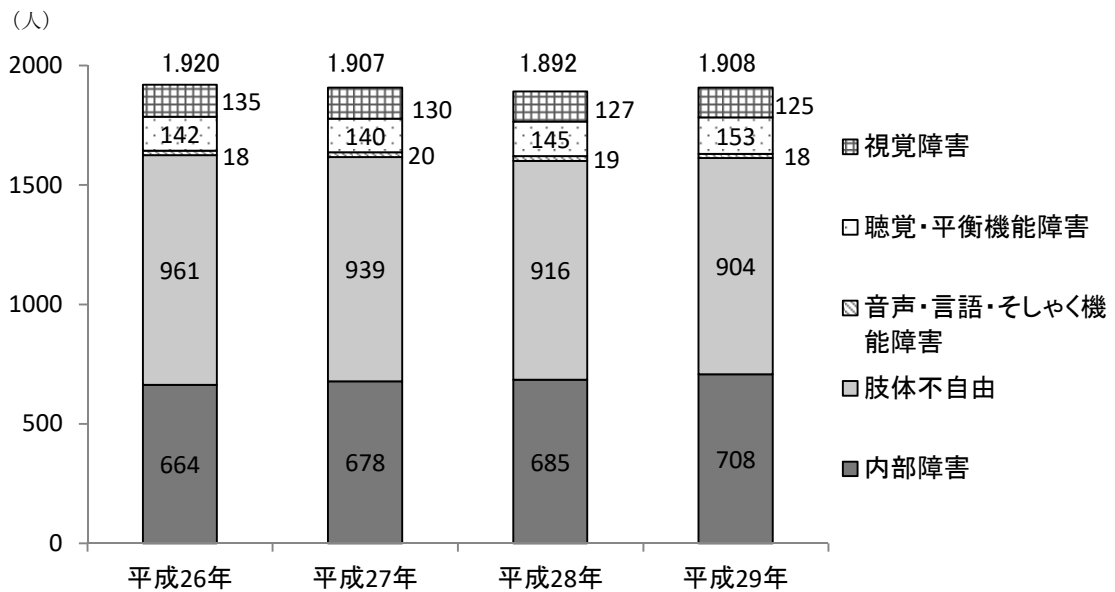


(1) 身体障害のある人

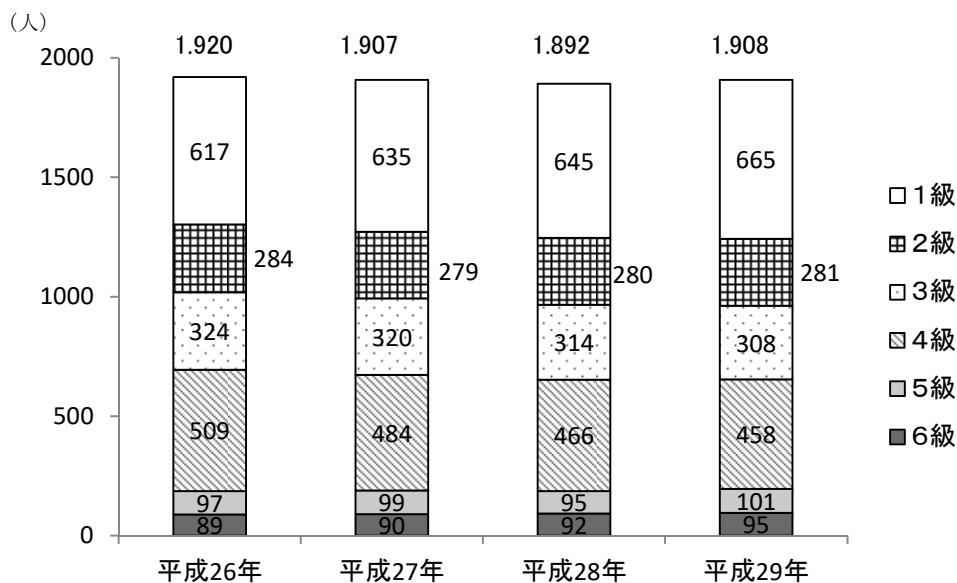
平成29年（2017年）3月末現在における身体障害の種類別の状況は、肢体不自由が904人（全体の47.4%）と最も多く、次いで内部障害708人（同37.1%）、聴覚・平衡機能障害153人（同8.0%）、視覚障害125人（同6.6%）の順となっています。平成26年（2014年）以降、肢体不自由は減少、内部障害は増加の傾向です。

また、障害程度別では1級の占める割合が多くなっています。

■ 身体障害者手帳所持者数（障害種類別） ■



■ 身体障害者手帳所持者数（障害程度別） ■

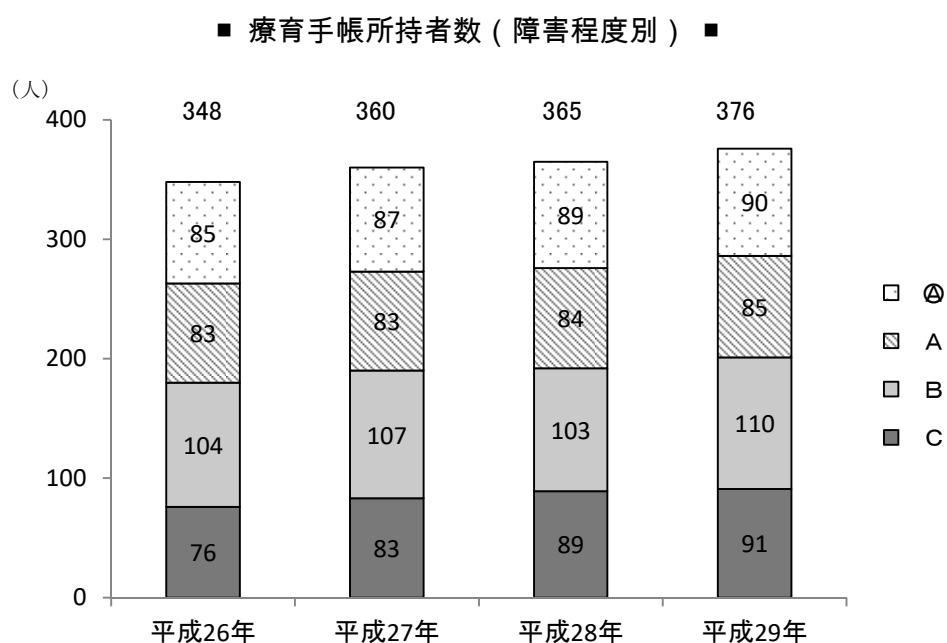


資料：福祉総務課（各年3月末現在）

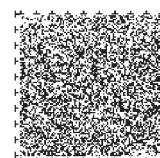
(2) 知的障害のある人

平成29年(2017年)3月末現在における知的障害の程度別の状況は、㊤(最重度)が90人(全体の23.9%)、A(重度)が85人(同22.6%)、B(中度)が110人(同29.3%)、C(軽度)が91人(同24.2%)となっています。

平成26年(2014年)の状況と比較すると、全体的に微増の傾向です。



資料：福祉総務課(各年3月末現在)

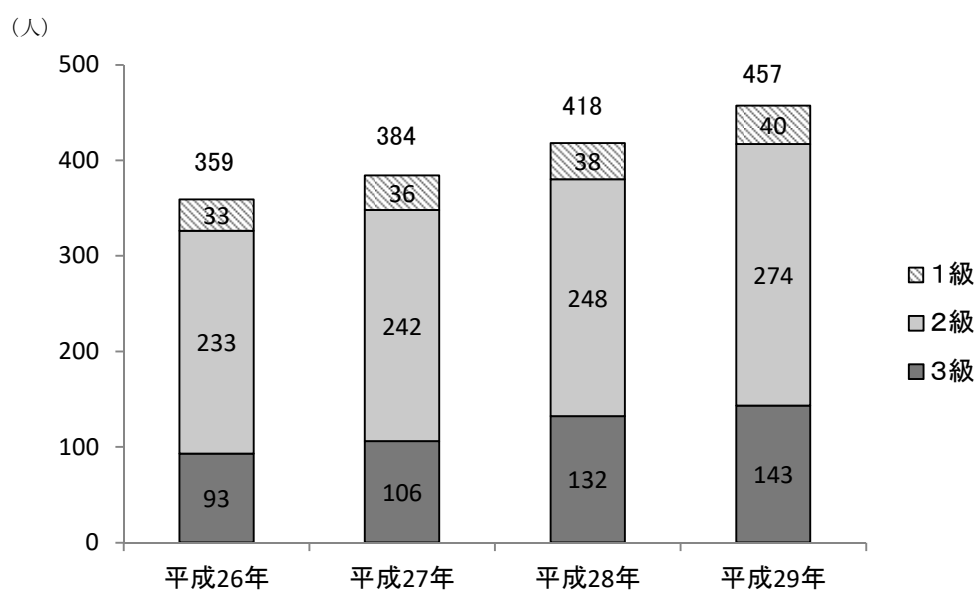


(3)精神障害のある人

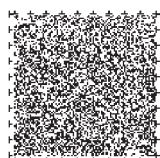
平成29年（2017年）3月末現在における精神障害者保健福祉手帳所持者の程度別の状況は、1級が40人（手帳所持者数合計の8.8%）、2級が274人（同60.0%）、3級が143人（同31.3%）となっています。

平成26年（2014年）の状況と比較すると、いずれの障害程度でも増加しており、特に3級は5割を超える増加率となっています。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数（障害程度別） ■



資料：保健センター（各年3月末現在）



2. 障害福祉サービス等の利用状況

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス及び地域生活支援事業の利用実績は、以下のようになっています。

(1) 障害福祉サービス

〈訪問系サービス〉		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
サービス名		量	単位	量	単位	量	単位
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援 同行援護	計画値	1,706	時間	1,849	時間	2,003	時間
	実績値	2,392	時間	1,994	時間	1,873	時間

※計画値は第4期計画における見込量

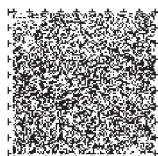
※実績値は各年度10月利用分の実績

〈日中活動系サービス〉		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
サービス名		量	単位	量	単位	量	単位
生活介護	計画値	1,188	人日分	1,232	人日分	1,276	人日分
	実績値	1,144	人日分	895	人日分	1,009	人日分
療養介護	計画値	10	人分	10	人分	10	人分
	実績値	10	人分	10	人分	9	人分
短期入所	計画値	150	人日分	165	人日分	180	人日分
	実績値	132	人日分	206	人日分	247	人日分
自立訓練（機能訓練）	計画値	44	人日分	44	人日分	44	人日分
	実績値	20	人日分	4	人日分	7	人日分
自立訓練（生活訓練）	計画値	44	人日分	44	人日分	44	人日分
	実績値	21	人日分	46	人日分	67	人日分
就労移行支援	計画値	418	人日分	462	人日分	506	人日分
	実績値	354	人日分	391	人日分	419	人日分
就労継続支援（A型）	計画値	154	人日分	154	人日分	154	人日分
	実績値	199	人日分	266	人日分	329	人日分
就労継続支援（B型）	計画値	1,188	人日分	1,188	人日分	1,188	人日分
	実績値	1,004	人日分	967	人日分	1,078	人日分

※計画値は第4期計画における見込量

※単位の「人日」は利用者延人数、「人」は利用者実人数

※実績値は各年度10月利用分の実績



〈居住系サービス〉		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
サービス名		量	単位	量	単位	量	単位
共同生活援助 (グループホーム)	計画値	43	人分	45	人分	47	人分
	実績値	40	人分	45	人分	46	人分
施設入所支援	計画値	50	人分	51	人分	52	人分
	実績値	48	人分	48	人分	47	人分

※計画値は第4期計画における見込量

※単位の「人」は利用者数に相当

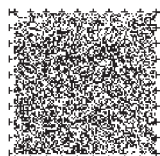
〈相談支援〉		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
サービス名		量	単位	量	単位	量	単位
計画相談支援	計画値	350	人分	380	人分	410	人分
	実績値	415	人分	452	人分	469	人分
地域移行支援	計画値	2	人分	2	人分	2	人分
	実績値	1	人分	0	人分	0	人分
地域定着支援	計画値	2	人分	2	人分	2	人分
	実績値	0	人分	0	人分	0	人分

※計画値は第4期計画における見込量

※単位の「人」は利用者数に相当

※実績値は各年度の実績

※平成29年度（2017年度）実績値は見込み



(2) 地域生活支援事業

〈相談支援事業等〉		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
サービス名		量	単位	量	単位	量	単位
障害者相談支援事業	計画値	3	か所	3	か所	3	か所
	実績値	3	か所	3	か所	2	か所
基幹型相談支援センター事業	計画値	実施		実施		実施	
	実績値	実施		実施		実施	
住宅入居等支援事業	計画値	実施		実施		実施	
	実績値	実施		実施		実施	
成年後見制度利用支援事業	計画値	1	人分	1	人分	1	人分
	実績値	1	人分	1	人分	2	人分

※計画値は第4期計画における見込量

※実績値は各年度の実績

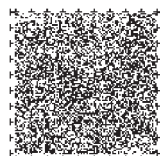
※平成29年度（2017年度）実績値は見込み

〈日常生活の支援〉			平成27年度		平成28年度		平成29年度		
サービス名			量	単位	量	単位	量	単位	
意思疎通 支援事業	手話通訳者 派遣事業	計画値	321	件	342	件	363	件	
		実績値	217	件	261	件	300	件	
	要約筆記者 派遣事業	計画値	5	件	6	件	7	件	
		実績値	1	件	2	件	2	件	
日常生活 用具給付 等事業		計画値	1,426	件	1,438	件	1,450	件	
		実績値	1,415	件	1,409	件	1,409	件	
		介護・訓練 支援用具	計画値	2	件	2	件	2	件
			実績値	4	件	0	件	0	件
		自立生活 支援用具	計画値	8	件	8	件	8	件
			実績値	9	件	3	件	3	件
		在宅療養等 支援用具	計画値	4	件	4	件	4	件
			実績値	5	件	3	件	3	件
		意思・情報疎 通支援用具	計画値	10	件	10	件	10	件
			実績値	13	件	8	件	8	件
		排せつ管理 支援用具	計画値	1,400	件	1,412	件	1,412	件
			実績値	1,383	件	1,395	件	1,395	件
		居住生活動作 補助用具	計画値	2	件	2	件	2	件
			実績値	1	件	0	件	0	件

※計画値は第4期計画における見込量

※実績値は各年度の実績

※平成29年度（2017年度）実績値は見込み



〈日常生活の支援〉		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
サービス名		量	単位	量	単位	量	単位
移動支援事業	計画値	34	か所	35	か所	36	か所
		660	人分	670	人分	680	人分
		15,000	時間	15,200	時間	15,400	時間
	実績値	41	か所	37	か所	35	か所
		767	人分	752	人分	730	人分
		18,021	時間	17,310	時間	15,630	時間

※計画値は第4期計画における見込量

※実績値は各年度の実績

※平成29年度（2017年度）実績値は見込み

〈地域活動支援センター〉		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
サービス名		量	単位	量	単位	量	単位
地域活動支援センター利用者数	計画値	10,500	人	11,000	人	11,500	人
		実績値	10,554	人	7,919	人	8,000
	基礎的事業	計画値	3	か所	3	か所	3
		実績値	3	か所	4	か所	4
	機能強化事業	計画値	3	か所	3	か所	3
		実績値	3	か所	3	か所	3

※計画値は第4期計画における見込量

※実績値は各年度の実績

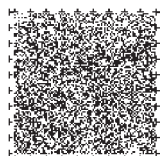
※平成29年度（2017年度）実績値は見込み

〈任意事業〉		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
サービス名		量	単位	量	単位	量	単位
訪問入浴サービス事業	計画値	192	件	192	件	192	件
	実績値	157	件	191	件	149	件
更生訓練費給付事業	計画値	95	件	100	件	105	件
	実績値	99	件	115	件	166	件
日中一時支援事業	計画値	60	件	63	件	65	件
	実績値	117	件	107	件	132	件
社会参加促進事業	計画値	2	件	2	件	2	件
		実績値	0	件	1	件	3
	自動車運転免許取得助成事業	計画値	1	件	1	件	1
		実績値	0	件	1	件	1
	自動車改造助成事業	計画値	1	件	1	件	1
		実績値	0	件	0	件	2

※計画値は第4期計画における見込量

※実績値は各年度の実績

※平成29年度（2017年度）実績値は見込み

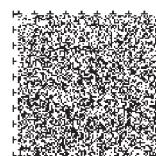


3. 地域資源の状況

地域の障害福祉関連施設の設置状況と利用状況は、以下のとおりです。

平成30年（2018年）2月末現在

施設名	サービス内容	設置箇所
蕨市多機能型事業所 スマイラ松原	生活介護	蕨市錦町 3-3-27 総合社会福祉センター内
	就労移行支援	
	就労継続支援 B型	
蕨市障害者福祉センター ドリーマ松原	地域活動支援センター	蕨市錦町 3-3-27 総合社会福祉センター内
	障害者相談支援センター	
	障害者就労支援センター	
糸ぐるま	地域活動支援センター 「糸ぐるま」	蕨市南町 3-12-2
	相談支援事業	
	地域活動支援センター 「つむぎ」	蕨市南町 3-22-14
宅配弁当 らくらく	就労継続支援 B型	蕨市中央 7-21-8 ツインズわらび 1階
ルミエ	就労継続支援 A型	蕨市塚越 1-7-4 蕨ステーションビル 5階
パン工房いちょう	地域活動支援センター	蕨市中央 4-21-3
のどか	共同生活援助 (グループホーム)	蕨市錦町 5-9-22
あすなろ学園	児童発達支援センター	戸田市美女木 4-27-13
	保育所等訪問	
	障害児相談支援事業	
蕨地域福祉事業所 児童デイ サービス「ふれんど」	放課後等デイサービス	蕨市錦町 4-8-31 コーポジェリー
DEKITA 蕨	放課後等デイサービス	蕨市塚越 1-11-11
グループホームわらび	共同生活援助 (グループホーム)	蕨市中央 3-8-6 新藤コーポ 10号、21号
紙ふうせん	共同生活援助 (グループホーム)	蕨市錦町 3-1-5



4. 福祉に関するアンケート調査

計画策定に当たり、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人の生活実態や要望、障害者福祉への理解度等を把握することを目的に、「福祉に関するアンケート調査」を実施しました。その主な結果は以下の通りです。

(1) 調査の概要

① 調査対象 ・ 障害のある人

市内在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方

② 調査期間 平成29年（2017年）6月23日（金）～7月13日（木）

③ 発送・回収数

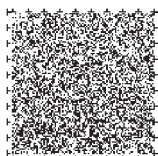
発送数	有効回収数	回収率
2,479	1,066	43.0%

④ アンケート調査記入者の属性

(%)

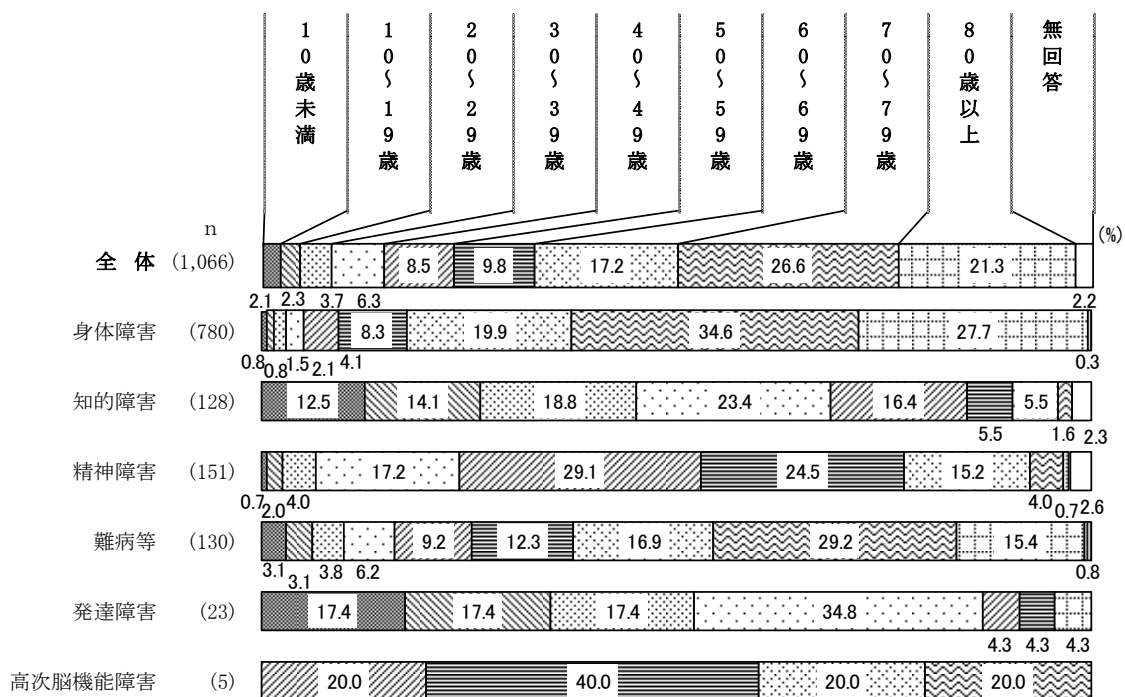
	本人	家族	その他	無回答
全体（1066）	53.6	21.0	0.5	25.0
身体障害（780）	58.3	16.0	0.4	25.3
知的障害（128）	14.8	70.3	-	14.8
精神障害（151）	62.3	12.6	-	25.2
難病等（130）	54.6	26.2	-	19.2
発達障害（23）	21.7	60.9	-	17.4
高次脳機能障害（5）	20.0	20.0	-	60.0

注)アンケート調査の結果をまとめた「蕨市福祉に関するアンケート調査報告書」につきましては、蕨市役所1階市民活動推進室、総合社会福祉センター、保健センター、公民館及び図書館で閲覧できます。



(2)障害のある人の調査の結果

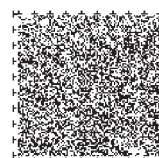
① 年齢



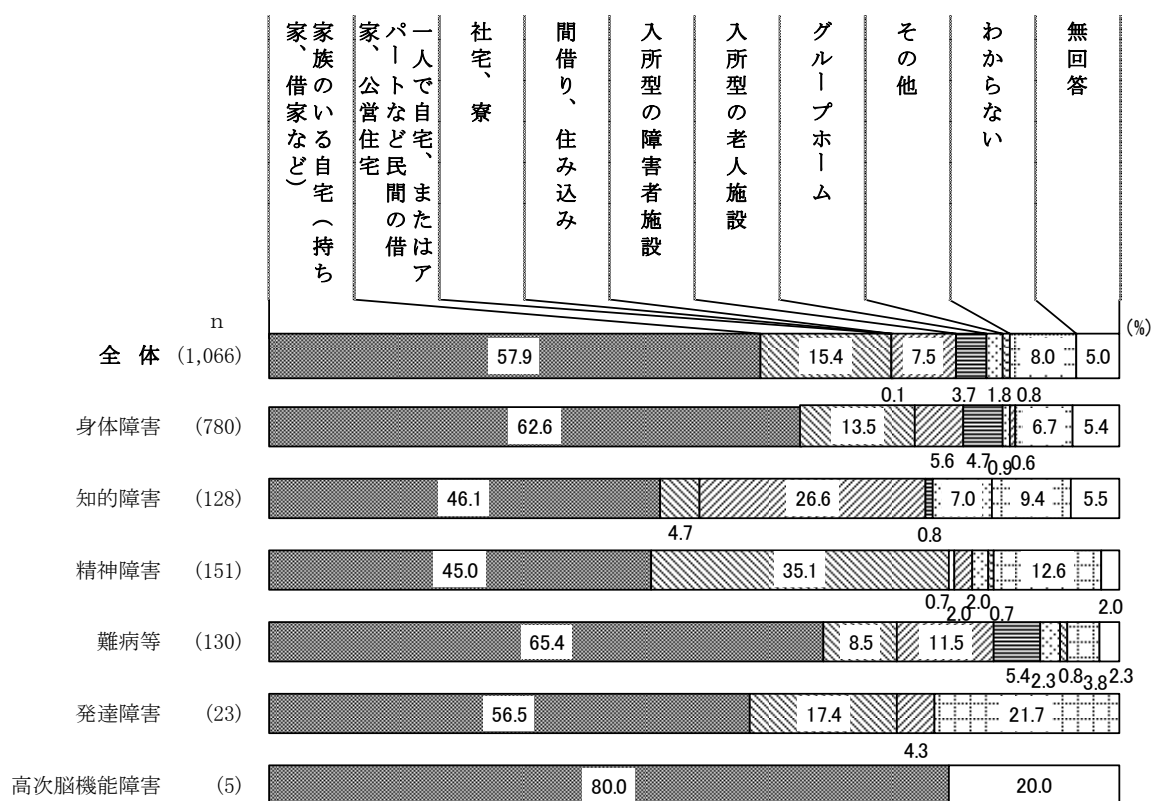
注) 発達障害、高次脳機能障害は回答者が少ないため、分析ではられていません。

全体では70歳以上が半数を占めています。身体障害ではこの割合が6割以上と特に多くなっています。

一方、知的障害では40歳未満が68.8%、精神障害では40～50歳代が53.6%を占めています。また、難病等は全体の年齢分布に近い形となっています。

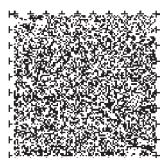


② 将来希望する生活場所



注）発達障害、高次脳機能障害は回答者が少ないため、分析ではふれていません。

主な障害（身体障害、知的障害、精神障害、難病等）では「家族のいる自宅（持ち家、借家など）」の割合が最も高く、特に身体障害と難病等では6割台となっています。精神障害では「一人で自宅またはアパートなど民間の借家、公営住宅」が35.1%、知的障害では「入所型の障害者施設」が26.6%と比較的高くなっています。



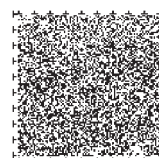
③ 現在の活動や仕事のことで悩みや困っていること（複数回答・上位5項目）

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
全 体 n=537	自分の考えや思ったことが伝えられない 9.9	周囲の障害に対する理解が不足している 8.8	賃金や待遇面で不満がある 8.6	人間関係がうまくいかない 8.2	通うのが大変である 7.1
身体障害 n=381	通うのが大変である 6.6	周囲の障害に対する理解が不足している 6.3	賃金や待遇面で不満がある 5.5	その他 5.5	仕事内容や活動内容が障害の程度にあっていない 4.5
知的障害 n=85	自分の考えや思ったことが伝えられない 25.9	人間関係がうまくいかない 14.1	仕事内容や活動内容が障害の程度にあっていない 11.8	賃金や待遇面で不満がある 11.8	周囲の障害に対する理解が不足している 9.4
精神障害 n=75	人間関係がうまくいかない 37.3	周囲の目が気になる 32.0	周囲の障害に対する理解が不足している 25.3	自分の考えや思ったことが伝えられない 25.3	相談できる人がいない 25.3
難病等 n=60	仕事内容や活動内容が障害の程度にあっていない 10.0	自分の考えや思ったことが伝えられない 10.0	周囲の障害に対する理解が不足している 8.3	通うのが大変である 8.3	相談できる人がいない 6.7
発達障害 n=14	自分の考えや思ったことが伝えられない 57.1	人間関係がうまくいかない 42.9	周囲の障害に対する理解が不足している 28.6	通うのが大変である 28.6	賃金や待遇面で不満がある 21.4
高次脳機能障害 n=3	仕事内容や活動内容が障害の程度にあっていない 33.3	通うのが大変である 33.3	トイレなどの設備が不十分 33.3	特に悩みや不満はない 33.3	—

注）発達障害、高次脳機能障害は回答者が少ないため、分析ではられていません。

仕事上の悩みや困りごとは精神障害で特に目立っています。上位5項目はすべて25%以上で、「人間関係がうまくいかない」が37.3%と高くなっています。

一方、知的障害では「自分の考えや思ったことが伝えられない」が25.9%となっています。



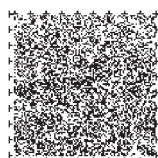
④ 障害のある人が働くために大切な環境整備（3つまで回答可・上位5項目）

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
全 体 n=1066	障害にあった仕事であること 34.3	周囲が自分を理解してくれること 32.8	勤務する時間や日数を調整できること 26.6	通勤手段があること 17.8	職場により指導者や先輩がいること 14.5
身体障害 n=780	障害にあった仕事であること 30.5	勤務する時間や日数を調整できること 27.1	周囲が自分を理解してくれること 25.6	通勤手段があること 19.4	通院等の保障があること 15.0
知的障害 n=128	周囲が自分を理解してくれること 64.1	障害にあった仕事であること 57.0	職場により指導者や先輩がいること 46.1	ジョブコーチ（職場適応援助者）等職場に慣れるまで援助してくれる制度があること 24.2	通勤手段があること 16.4
精神障害 n=151	周囲が自分を理解してくれること 46.4	勤務する時間や日数を調整できること 36.4	障害にあった仕事であること 35.1	賃金が妥当であること 23.8	通院等の保障があること 17.9
難病等 n=130	障害にあった仕事であること 34.6	周囲が自分を理解してくれること 32.3	勤務する時間や日数を調整できること 23.8	通勤手段があること 22.3	職場により指導者や先輩がいること 17.7
発達障害 n=23	周囲が自分を理解してくれること 78.3	障害にあった仕事であること 69.6	職場により指導者や先輩がいること 39.1	賃金が妥当であること 26.1	ジョブコーチ（職場適応援助者）等職場に慣れるまで援助してくれる制度があること 26.1
高次脳機能障害 n=5	障害にあった仕事であること 80.0	通勤手段があること 40.0	周囲が自分を理解してくれること 40.0	勤務する時間や日数を調整できること 20.0	—

注）発達障害、高次脳機能障害は回答者が少ないため、分析ではられていません。

主な障害（身体障害、知的障害、精神障害、難病等）では「障害に合った仕事であること」と「周囲が自分を理解してくれること」が3位以内になっています。特に知的障害では後者が64.1%、前者が57.0%を占めています。

他には「勤務する時間や日数を調整できること」が身体障害、精神障害、難病等で、「通勤手段があること」が身体障害、知的障害、難病等で5位以内となっています。



⑤ 障害福祉サービスの利用状況（複数回答・上位5項目）

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
全 体 n=1066	居宅介護（ホームヘルプサービス） 7.1	生活介護（通所施設での介護） 6.2	相談支援 5.9	放課後等デイサービス 5.4	補装具費の支給（購入及び修理費） 5.1
身体障害 n=780	居宅介護（ホームヘルプサービス） 7.7	補装具費の支給（購入及び修理費） 6.5	日常生活用具の給付等 6.4	生活介護（通所施設での介護） 5.4	施設入所 4.5
知的障害 n=128	相談支援 21.9	生活介護（通所施設での介護） 18.8	短期入所（ショートステイ） 17.2	行動援護（外出支援） 15.6	移動支援（ガイドヘルプ） 14.1
精神障害 n=151	相談支援 11.3	地域活動支援センター（創作活動等の場） 9.3	居宅介護（ホームヘルプサービス）	就労継続支援（福祉施設での就労）	就労移行支援（一般企業就労に向けた訓練） 5.3
難病等 n=130	生活介護（通所施設での介護） 10.8	居宅介護（ホームヘルプサービス）	相談支援 9.2	放課後等デイサービス 移動支援（ガイドヘルプ）	日常生活用具の給付等 6.9
発達障害 n=23	相談支援 30.4	放課後等デイサービス 21.7	—		
高次脳機能障害 n=5	生活介護（通所施設での介護） 40.0	補装具費の支給（購入及び修理費）	短期入所（ショートステイ） 20.0	—	

注）発達障害、高次脳機能障害は回答者が少ないため、分析では行われていません。

「相談支援」は知的障害、精神障害で1位、難病等で3位となっており、特に知的障害では2割を超えています。「居宅介護（ホームヘルプサービス）」は身体障害で1位、難病等で2位、精神障害で3位となっています。

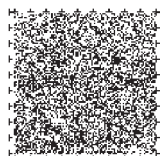


⑥ 障害福祉サービスの利用意向（複数回答・上位5項目）

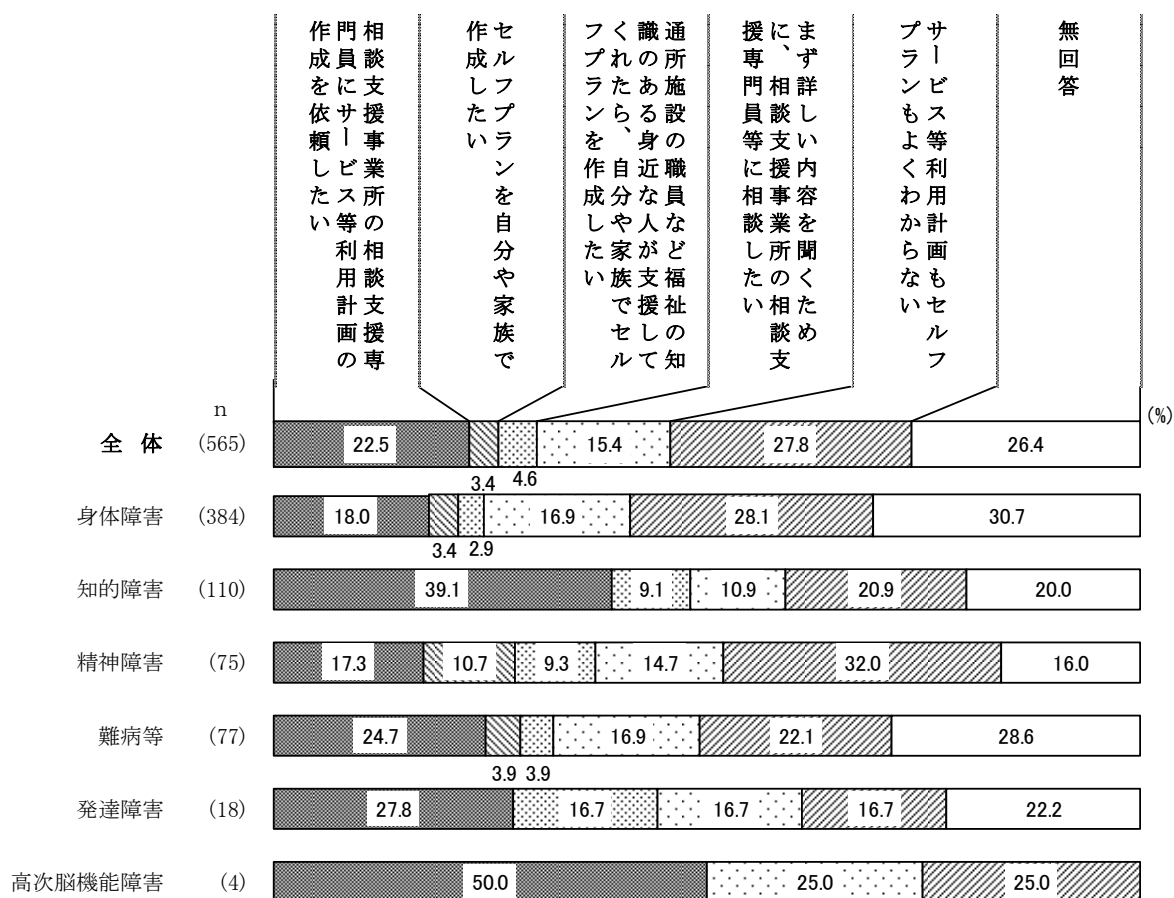
	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
全 体 n=1066	居宅介護（ホームヘルプサービス） 10.4	相談支援 7.9	行動援護（外出支援） 7.7	短期入所（ショートステイ） 7.6	日常生活用具の給付等 6.7
身体障害 n=780	居宅介護（ホームヘルプサービス） 11.7	行動援護（外出支援）	補装具費の支給（購入及び修理費） 7.7	日常生活用具の給付等 7.6	短期入所（ショートステイ） 7.3
知的障害 n=128	施設入所 17.2	相談支援 15.6	短期入所（ショートステイ） 14.8	行動援護（外出支援） 12.5	就労継続支援（福祉施設での就労） 移動支援（ガイドヘルプ） 11.7
精神障害 n=151	相談支援 11.9	居宅介護（ホームヘルプサービス） 7.9	就労移行支援（一般企業就労に向けた訓練） 7.3	日常生活用具の給付等 6.6	グループホーム 6.0
難病等 n=130	行動援護（外出支援） 13.1	相談支援	移動支援（ガイドヘルプ） 10.8	補装具費の支給（購入及び修理費） 10.0	居宅介護（ホームヘルプサービス） 短期入所（ショートステイ） 9.2
発達障害 n=23	相談支援 21.7	放課後等デイサービス 17.4	自立訓練（生活能力中心）	移動支援（ガイドヘルプ） 13.0	居宅介護（ホームヘルプサービス） 就労移行支援（一般企業就労に向けた訓練） 児童発達支援 8.7
高次脳機能障害 n=5	短期入所（ショートステイ） 60.0	自立訓練（身体機能中心） 40.0	生活介護（通所施設での介護）	施設入所 相談支援	就労継続支援（福祉施設での就労） 20.0

注）発達障害、高次脳機能障害は回答者が少ないため、分析では行われていません。

「相談支援」は精神障害で1位、知的障害、難病等で2位となっています。
また、「居宅介護（ホームヘルプサービス）」は身体障害、精神障害、難病等で、「行動援護（外出支援）」と「短期入所（ショートステイ）」は身体障害、知的障害、難病等で5位以内となっています。



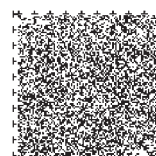
⑦ サービス等利用計画の作成についての意向



注) 発達障害、高次脳機能障害は回答者が少ないため、分析ではられていません。

全体では「サービス等利用計画もセルフプランもよくわからない」が3割弱で最も多く、精神障害や身体障害で比較的多くなっています。

「相談支援事業所の相談支援専門員にサービス等利用計画の作成を依頼したい」は知的障害で39.1%と特に多くなっています。



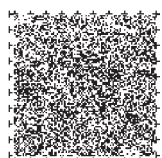
⑧ サービス等利用計画を作成して感じたこと（4つまで回答可・上位5項目）

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
全 体 n=257	相談支援専門員が丁寧に関わりやすく説明してくれた 38.1	サービス等利用計画に沿った形でサービス提供事業所等の支援を受けることができた 37.0	制度そのものがわかりにくかった 25.7	サービス等利用計画の内容が具体的でわかりやすかった 23.7	その他 11.3
身体障害 n=151	相談支援専門員が丁寧に関わりやすく説明してくれた 37.7	サービス等利用計画に沿った形でサービス提供事業所等の支援を受けることができた 36.4	サービス等利用計画の内容が具体的でわかりやすかった 22.5	制度そのものがわかりにくかった 21.9	その他 12.6
知的障害 n=69	相談支援専門員が丁寧に関わりやすく説明してくれた 43.5	サービス等利用計画に沿った形でサービス提供事業所等の支援を受けることができた 40.6	サービス等利用計画の内容が具体的でわかりやすかった 29.0	制度そのものがわかりにくかった 21.7	その他 8.7
精神障害 n=39	制度そのものがわかりにくかった 41.0	サービス等利用計画に沿った形でサービス提供事業所等の支援を受けることができた 30.8	相談支援専門員が丁寧に関わりやすく説明してくれた 25.6	サービス等利用計画の内容が具体的でわかりやすかった 15.4	その他 15.4
難病等 n=36	サービス等利用計画に沿った形でサービス提供事業所等の支援を受けることができた 44.4	相談支援専門員が丁寧に関わりやすく説明してくれた 36.1	制度そのものがわかりにくかった 25.0	その他 19.4	サービス等利用計画の内容が具体的でわかりやすかった 16.7
発達障害 n=11	相談支援専門員が丁寧に関わりやすく説明してくれた 63.6	サービス等利用計画に沿った形でサービス提供事業所等の支援を受けることができた 63.6	サービス等利用計画の内容が具体的でわかりやすかった 18.2	課題解決に向けて自分が取り組むべきことが明確になった 18.2	サービス等利用計画にニーズが適切に反映されなかった その他 9.1
高次脳機能障害 n=3	相談支援専門員が丁寧に関わりやすく説明してくれた 66.7	サービス等利用計画に沿った形でサービス提供事業所等の支援を受けることができた 66.7	サービス等利用計画の内容が具体的でわかりやすかった 33.3	ニーズを適切に反映したサービスの提案を受けることができた 33.3	—

注）発達障害、高次脳機能障害は回答者が少ないため、分析ではふれていません。

主な障害（身体障害、知的障害、精神障害、難病等）では「相談支援専門員が丁寧に関わりやすく説明してくれた」と「サービス等利用計画に沿った形でサービス提供事業所等の支援を受けることができた」はいずれも3位以内、「サービス等利用計画の内容が具体的でわかりやすかった」も5位以内となっています。

一方、「制度そのものがわかりにくかった」は主な障害（身体障害、知的障害、精神障害、難病等）で4位以内、特に精神障害では41.0%と最も多くなっています。



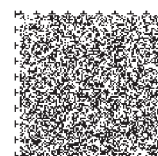
⑨ 現在受けている医療的ケアの種類（複数回答・上位5項目）

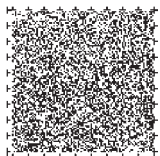
	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
全 体 n=1066	受けていない 38.1	服薬管理 25.6	その他 9.3	人工透析 7.0	インシュリン 注射 2.8
身体障害 n=780	受けていない 34.0	服薬管理 25.8	人工透析 9.5	その他 9.2	人工肛門、人 工膀胱の管理 6.2
知的障害 n=128	受けていない 61.7	服薬管理 19.5	その他 7.0	経管栄養 1.6	—
精神障害 n=151	受けていない 43.7	服薬管理 32.5	その他 12.6	—	
難病等 n=130	受けていない 36.2	服薬管理 31.5	その他 9.2	人工透析 7.7	人工肛門、人 工膀胱の管理 3.8
発達障害 n=23	受けていない 56.5	服薬管理 21.7	その他 21.7	—	
高次脳機能障害 n=5	服薬管理 80.0	受けていない 20.0	—		

注）発達障害、高次脳機能障害は回答者が少ないため、分析では行われていません。

医療的ケアを「受けていない」割合は知的障害で61.7%と最も多く、身体障害（34.0%）や難病等（36.2%）では比較的低くなっています。

具体的なケアとしては、いずれの障害でも「服薬管理」が最も多く、それ以下との差が大きくなっています。



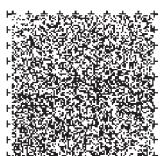


⑩ 障害のある人にとって住みよいまちをつくるために必要なこと
(4つまで回答可・上位5項目)

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
全 体 n=1066	何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実 48.1	サービス利用の手続きの簡素化 35.6	行政からの福祉に関する情報提供の充実 24.2	在宅での生活がしやすいよう福祉のサービスの充実 19.1	差別や偏見をなくするための福祉教育や広報活動を充実する 15.2
身体障害 n=780	何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実 45.2	サービス利用の手続きの簡素化 35.4	行政からの福祉に関する情報提供の充実 23.5	在宅での生活がしやすいよう福祉のサービスの充実 21.2	公共施設や道路・建物のバリアフリーの推進 15.9
知的障害 n=128	何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実 50.0	差別や偏見をなくするための福祉教育や広報活動を充実する 31.3	障害に配慮した公営住宅や、グループホームの整備など、生活の場の確保 29.7	サービス利用の手続きの簡素化 28.9	重度の人のための入所施設の整備 職業訓練の充実や働く場所の確保 25.0
精神障害 n=151	何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実 62.9	サービス利用の手続きの簡素化 43.0	行政からの福祉に関する情報提供の充実 29.1	差別や偏見をなくするための福祉教育や広報活動を充実する 25.2	職業訓練の充実や働く場所の確保 21.2
難病等 n=130	何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実 39.2	サービス利用の手続きの簡素化 37.7	行政からの福祉に関する情報提供の充実 26.2	在宅での生活がしやすいよう福祉のサービスの充実 22.3	重度の人のための入所施設の整備 18.5
発達障害 n=23	何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実 43.5	差別や偏見をなくするための福祉教育や広報活動を充実する 43.5	行政からの福祉に関する情報提供の充実 43.5	一人一人の個性を生かした保育・教育内容の充実 43.5	職業訓練の充実や働く場所の確保 39.1
高次脳機能障害 n=5	何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実 60.0	行政からの福祉に関する情報提供の充実 60.0	保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上 60.0	リハビリ・生活訓練などの通所施設の整備 40.0	—

注) 発達障害、高次脳機能障害は回答者が少ないため、分析ではふれていません。

主な障害（身体障害、知的障害、精神障害、難病等）では「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」がいずれも1位、特に精神障害では62.9%と多くなっています。また、「サービス利用の手続きの簡素化」がいずれも4位以上、「行政からの福祉に関する情報提供の充実」が知的障害以外で3位となっています。



5. 団体ヒアリング

平成 29 年（2017 年）8 月に市内の障害者団体を対象に意見を聴く会を開催して、当事者の方々の意見を伺いました。

No.	団体名	日程・時間帯	場所
1	蕨市視覚障害者協会	平成 29 年 8 月 3 日（木）9：30～	蕨市保健センター 2 階 機能訓練室
2	蕨障害児（者）を守る会	平成 29 年 8 月 3 日（木）10：45～	
3	蕨市身体障害者福社会	平成 29 年 8 月 3 日（木）13：30～	
4	蕨戸田地区精神保健福祉 家族会雑草クラブ	平成 29 年 8 月 3 日（木）14：45～	
5	蕨市聴覚障害者協会	平成 29 年 8 月 3 日（木）16：00～	

《 主な意見 》

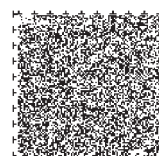
- ① 団体の加入者数が減少傾向にあるが、その背景には、団体の存在が認知されていないことに加えて、団体に属することのメリット、その必要性を感じていない人が多いと思われる。
- ② 団体の活動資金が不足しているため、団体の存続や活動に支障が出ている。
- ③ 地域の人々の障害のある人への理解が十分でない上、両者が交流できる場が少ない。
- ④ 障害者サービスは充実してきているが、各障害の特性、種類、程度に応じたきめの細かい支援となるにはまだ提供できるサービス内容に制約があり、柔軟な対応ができない等、不十分な部分が多い。
- ⑤ 障害のある人の場合、採用、就労等の面で差別が残っており、経済的に自立することが難しい。
- ⑥ 緊急時に障害のある人を受け入れる等の対応をしてくれる事業者や施設が不足している。
- ⑦ グループホームが不足している。（特に精神障害のある人）
- ⑧ 障害のある人への理解を広めていくためには、障害のある人自身が積極的に社会に出て行き、さまざまな人々と交流していくことが大切である。
- ⑨ 団体の内部であれ、社会であれ、障害のある人であってもその障害が異なると相互理解が難しいことから、お互いの理解を深めるための交流の場が必要である。
- ⑩ 障害のある人自身が障害のある人と障害に関する法律や制度を積極的に学ぶことが必要である。
- ⑪ 障害のある人の範囲の拡大する中であって、障害者福祉サービスの多様

性が一層求められる。

- ⑫ 障害のある人とその障害への理解を広める上で、学校教育は大きな役割を果たすと思う。
- ⑬ 障害のある人とその家族の視点に立って、支援を行ってほしい。
- ⑭ 行政からの通知等に点字やSPコードをつけるなどして、障害特性に配慮してほしい。
- ⑮ 団体として、手話言語条例の成立に向けて、努力していきたい。

第3章

障害福祉サービス等の目標値と 見込み



1. 平成32年度（2020年度）における目標値

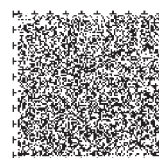
この計画における数値目標は、国の基本指針を踏まえて、地域の実情に応じて設定することになっており、蕨市では、埼玉県の影響も踏まえながら、平成32年度（2020年度）を目標年度として、次のように数値目標を設定します。

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める視点から、従来の体系で福祉施設に入所している人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する人の数を見込み、平成32年度（2020年度）末までに地域生活に移行する人数の目標を設定します。

■【参考】 国及び埼玉県の考え方 ■

国の考え方	埼玉県の考え方
平成28年度(2016年度)末時点での施設入所者の9%以上が地域生活へ移行するとともに、これに合わせて平成32年度(2020年度)末の施設入所者数を平成28年度(2016年度)末時点の施設入所者から2%以上削減することを基本とする。 当該目標値の設定に当たり、平成29年度(2017年度)末において、障害福祉計画で定めた平成29年度(2017年度)までの目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を目標値に加えた割合以上を目標値とする。	地域移行者数は国と同様9%以上とするが、障害者施設入所者の削減数の数値目標は設定しない。 《設定しない理由》 本県の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害などによる地域生活が困難な者が多数入所待ちをしている状況である。 【障害者支援課施設支援担当】

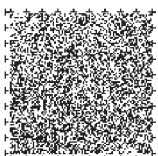


【目標値】

項目	数値	市の考え方
平成29年(2017年)3月31日時点の入所者数 (A)	46人	
【目標値】 平成32年度(2020年度)末までの施設入所者数の削減目標数	-	平成32年度(2020年度)末の施設入所者数と、平成28年度(2016年度)末の施設入所者数(A)の差引の目標値。 埼玉県のとて方と同様に削減数の目標値は設定しない。(国の目標は2%以上)
【実績値】 地域移行者数	1人	施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ移行した人の数。(平成27年(2015年)4月から平成29年(2017年)12月までの実績)
【目標値】 平成32年度(2020年度)末までの地域移行者数の目標数	2人	平成28年度(2016年度)末の施設入所者数(A)のうち、グループホーム、福祉ホーム、一般住居へ移行する人数。 国の指針を踏まえつつ、平成27年度(2015年度)から29年度(2017年度)までの地域移行者数の実績と現に施設入所している人の実情を勘案し目標を4%とする。(国の目標は9%以上)

【目標の達成に向けて】

- 施設入所者の地域移行を進めるため、グループホームなどの生活基盤整備について、当事者団体や関係者と協力し、市内における必要な量の確保に努めます。
- 地域生活への移行に際しては、居住の場だけでなく、ホームヘルプサービスやショートステイ、日中活動の場、身近な相談先などが必要となります。このため、地域での生活を支える各種サービスをあわせて充実していきます。
- また、地域でのグループホーム等の設置・運営をはじめ、地域移行においては近隣住民の理解が重要となるため、さまざまな機会を捉えてノーマライゼーションの理念の啓発に取り組みます。
- 施設入所者のうち、重度障害のある人については、本人の状況や家族の意向を踏まえ、適切に対応していきます。



(2)精神障害のある人にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人（発達障害のある人及び高次脳機能障害のある人を含む。）が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムを構築することが求められています。

市や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、自治体などとの重層的な連携による支援体制を構築していきます。

また、入院医療中心から地域生活中心へという方針を踏まえて、国及び県にて示された退院率の目標値及び退院後の精神障害のある人の状況やニーズ等を総合的に勘案し、医療機関と連携した相談支援体制の充実を図ります。

地域での相談体制の構築のため、平成 32 年度（2020 年度）末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを目標とします。

■【参考】 国及び埼玉県の考え方 ■

国の考え方	埼玉県の考え方
① 平成32年度(2020年度)末までに全ての圏域ごとに、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係による協議の場を設置することを基本とする。なお、この際、県単位で解決すべき課題にも対応できるよう、県に協議会やその専門部門など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することが望ましい。 ② 平成32年度(2020年度)末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましい。市町村単位での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。 ③ 別表第 4 の 1 の項に掲げる式により算定した平成32年度(2020年度)末の精神病床における65歳以上の 1 年以上長期入院患者数及び別表第 4 の 2 の項に掲げる式により算定した平成32年度(2020年度)末の精神病床における65歳未満の 1 年以上長期入院患者数を目標値として設定する。これと併せ、医療計画における基準病床数の見直しを進める。	国基本指針のとおり 【障害者福祉推進課自立支援医療担当】

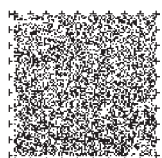
国の考え方	埼玉県の考え方
④ 退院率に関する平成32年度(2020年度)における目標値の設定に当たっては、入院後3か月時点の退院率については69%以上とし、入院6か月時点の退院率については84%以上とし、入院後1年時点の退院率については90%以上とすることを基本とする。	

【目標値】

項目	数値	市の考え方
【目標値】 ②平成32年度(2020年度)末までに「保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する	設置	地域自立支援協議会を中心として、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。
③④ 【目標値】 入院後3か月の退院率	—	平成29年(2017年)3月31日付障企発第0331第6号の国基本指針の全部改正通知により、当該目標値は都道府県が設定する項目となっており、市において、入院者数や退院者数を把握することが困難であることから、目標値の設定は行わない。
③④ 【目標値】 入院後6か月の退院率		
③④ 【目標値】 入院後1年時点の退院率		
③④ 【目標値】 在院期間1年以上の長期在院者数		

【目標の達成に向けて】

- 精神福祉の分野では地域の受け入れ体制がいまだ不十分であり、住まいの確保や日中活動の場となる通所施設について、関連機関や団体、近隣市と連携を取りながら、既存の事業や施設の活用方法などを検討し、受け入れ体制を整備していきます。
- 精神障害のある人が地域で自立した生活が送れるよう、退院に向けた相談から住まいの確保までの支援を行います。また、安定した地域生活が継続できるよう、相談体制を充実させ、常時の連絡体制や緊急対応等の整備を進めます。
- 地域における精神保健福祉の推進には、住民一人ひとりの正しい理解が不可欠です。精神障害に対する住民の理解を深めるため、さまざまな機会を捉えて啓発に取り組みます。

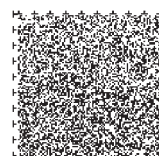


(3) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成32年度(2020年度)中に一般就労に移行する人の目標値を設定します。

■【参考】 国及び埼玉県の考え方 ■

国の考え方	埼玉県の考え方
平成28年度(2016年度)の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。 また、当該目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成32年度(2020年度)末における利用者数が平成28年度(2016年度)末における利用者数の2割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを指すものとする。 なお、目標値の設定に当たり、平成29年度(2017年度)末において、障害福祉計画で定めた平成29年度(2017年度)までの目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を各目標値に加えた割合以上を目標値とする。 就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする。 一般就労に移行する者の数及び就労移行支援事業の利用者数に係る目標値の設定に当たり、平成29年度(2017年度)までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成32年度(2020年度)末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。	国基本指針のとおり 【障害者支援課 施設支援担当】 【障害者支援課 就労支援担当】

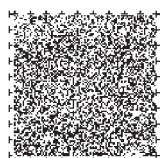


【目標値】

項目	数値	市の考え方
【実績】 平成 28 年度(2016 年度) 一般就労移行者数	2 人	平成 28 年度(2016 年度)において、福祉施設を退所し、一般就労した人の数。
【目標値】 目標年度の年間一般就労者数	3 人	平成 32 年度(2020 年度)において、福祉施設を退所し、一般就労する人の数。 埼玉県のとくえ方と同様に平成 28 年度(2016 年度)実績の 5 割以上増。(国の目標は 5 割以上)
【実績】 平成 28 年度(2016 年度) 末の就労移行支援事業の利用者数	25 人	平成 28 年度(2016 年度)末の就労移行支援事業の利用者数。
【目標値】 平成 32 年度(2020 年度) 末の就労移行支援事業の利用者数	30 人	平成 32 年度(2020 年度)末の就労移行支援事業利用者数の目標値。 国、埼玉県のとくえ方と同様に平成 28 年度(2016 年度)末の実績の 2 割以上増。
【目標値】 平成 32 年度(2020 年度) 末の就労移行支援事業所のうち就労移行率が 3 割以上の事業所の率	50%	平成 32 年度(2020 年度)末の就労移行支援事業所のうち就労移行率が 3 割以上の事業所の率の目標値。 国、埼玉県のとくえ方と同様。

【目標の達成に向けて】

- 十分な数の就労支援事業者が確保できるよう市内事業所はもとより、近隣市とも連携を取りながら広く情報収集・提供を行い、多様な事業者の参入を促していきます。
- 公的分野に関しては、短時間雇用や臨時職員としての採用など、就労意向を持つ人の意向と適性に応じた多様な就労形態を検討するとともに、新規の仕事内容や委託事業の開拓を行い、就労先の拡大を図ります。
- 「蕨市地域自立支援協議会」での検討を基に、就労先の開拓はもちろんのこと、雇う側と雇われる側の意向調整や事業所での実習訓練、就労後の定着支援、更には再チャレンジ支援など、一般就労に関わる支援をさまざまな観点から見直し、就労支援策の充実に努めます。
- また、一般就労への移行を進めるためには、本人や受け入れ側の努力とともに、それに関わるすべての人の見守りや支えが大切であり、地域住民全員の協力が得られるよう、啓発と理解促進に努めます。



(4)就労定着支援

一般就労への定着を推進する就労定着支援について目標値を設定します。

■【参考】 国及び埼玉県の方針 ■

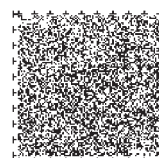
国の考え方	埼玉県の方針
障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率に係る目標値を設定することとし、当該目標値の設定に当たっては、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする。	国基本指針のとおり 【障害者支援課 施設支援担当】 【障害者支援課 就労支援担当】

【目標値】

項目	1年後定着率	市の考え方
平成 30 年度(2018 年度)	—	—
平成 31 年度(2019 年度)	80%	支援開始後1年の定着率(8割以上)
平成 32 年度(2020 年度)	80%	支援開始後1年の定着率(8割以上)

【目標の達成に向けて】

○市内外の就労移行支援事業所等を中心として一般就労への定着に向けた支援をします。



2. 障害福祉サービスの見込み

この計画では、「指定障害福祉サービス」（「介護給付」と「訓練等給付」を合わせたもの）、「計画相談支援・地域相談支援」、「地域生活支援事業」及び「障害児支援」の各事業について見込量を定めます。

障害のある人の数の見込み

市の障害のある人の数（手帳所持者数）は、緩やかに増加してきました。今回の計画期間中もこの傾向は同様が続くと思われ、平成32年度（2020年度）には合計2,929人に達するものと思われます。

手帳所持者数	実績値		推計値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障害のある人	1,907	1,908	1,909	1,910	1,911	1,912
知的障害のある人	360	376	392	408	424	440
精神障害のある人	384	457	487	517	547	577
合 計	2,651	2,741	2,788	2,835	2,882	2,929

※ 各年度3月末の障害者手帳所持者数

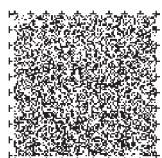
（１）訪問系サービス

サービス名	実績値			見込量		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等 包括支援	2,392時間 110人	1,944時間 76人	1,873時間 132人	2,400時間 100人	2,520時間 105人	2,640時間 110人

※ 数値は訪問系サービス全体。一月当たりの利用時間及び利用人数

【見込量確保に向けての方策】

- ・相談支援の充実によるサービス利用者の増加のほか、施設や精神科病院からの地域移行の促進による在宅サービスの増加に対応できるよう、事業者に対し情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。
- ・特に、重度障害のある人や精神障害のある人に対する「重度訪問介護」や「行動援護」、「重度障害者等包括支援」のサービス提供事業者が不足しているため、今後事業者にも参入促進を依頼していきます。



- ・サービス提供事業者情報の周知については、相談支援事業者と連携を図り、より具体的な情報を提供できるようにします。

(2) 日中活動系サービス

① 日中活動系サービス【介護給付】

サービス名	実績値			見込量		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	52人 1,144人日	51人 895人日	57人 1,009人日	60人 1,320人日	61人 1,342人日	65人 1,430人日
療養介護	10人	10人	9人	9人	9人	9人
短期入所 (ショートステイ)	34人 132人日	40人 206人日	44人 247人日	50人 250人日	52人 260人日	56人 280人日

※数値は一月当たり、「人」は利用者実人数、「人日」は利用者延人数

※生活介護は施設入所者の利用者を除く

【見込量確保に向けての方策】

- ・生活介護事業の提供体制の確保については、市の重要な課題として認識し、市の施設を利用して実施します。
- ・短期入所事業については、近隣の事業者との連携を強化して供給体制を確保します。また、補完的事業である夜間保護事業の充実に努めます。

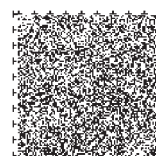
② 自立訓練【訓練等給付】

サービス名	実績値			見込量		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立訓練 (機能訓練)	1人 20人日	1人 4人日	1人 7人日	1人 22人日	1人 22人日	1人 22人日
自立訓練 (生活訓練)	1人 21人日	3人 46人日	3人 67人日	2人 44人日	2人 44人日	2人 44人日

※ 数値は一月当たり、「人」は利用者実人数、「人日」は利用者延人数

【見込量確保に向けての方策】

- ・専門的なサービスを利用できる施設は限られているため、障害保健福祉圏域での活動の場の確保を図ります。



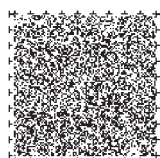
③ 就労支援【訓練等給付】

サービス名	実績値			見込量		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労移行支援	19人 354人日	23人 391人日	21人 419人日	29人 638人日	32人 704人日	35人 770人日
就労継続支援 (A型)	9人 199人日	14人 266人日	19人 329人日	22人 484人日	24人 528人日	26人 572人日
就労継続支援 (B型)	52人 1,004人日	52人 967人日	55人 1,078人日	56人 1,232人日	57人 1,254人日	58人 1,276人日
就労定着支援	—	—	—	1人	1人	1人

※ 数値は一月当たり、「人」は利用者実人数、「人日」は利用者延人数

【見込量確保に向けての方策】

- ・サービスの提供に向けて、事業所の移行等の情報収集に努めるとともに、広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促します。
- ・障害者就労支援センターやハローワークなどの関連機関や近隣市と連携を取りながら、市内の就労支援策の充実に努めます。
- ・障害者優先調達法に基づき障害者就労施設などからの物品等の調達を推進し、各事業所を支援します。
- ・就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所や家族との連絡調整等の支援を一定期間にわたり確保できるよう取り組みます。



(3) 居住系サービス

① 居住支援 共同生活援助【訓練等給付】

サービス名	実績値			見込量		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
共同生活援助 (グループホーム)	40人分	45人分	46人分	48人分	50人分	52人分

※ 数値は一月当たり、「人」は利用者実人数

【見込量確保に向けての方策】

- ・当事者団体や関係者と協力し、市内のグループホームの設置・運営を支援します。
- ・サービス提供が必要になった際に十分な量が確保できるよう、利用意向に注意しつつ、障害保健福祉圏域でのサービス提供事業者の活用を図ります。

② 施設入所支援【介護給付】

サービス名	実績値			見込量		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
施設入所支援	48人分	48人分	47人分	47人分	47人分	47人分

※ 数値は一月当たり、「人」は利用者実人数

【見込量確保に向けての方策】

- ・施設入所支援を真に必要とする障害のある人の状況を勘案し、障害保健福祉圏域での調整を行うとともに、同圏域での情報提供や相談など提供事業者の確保に取り組めます。

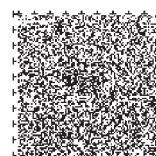
③ 自立生活援助

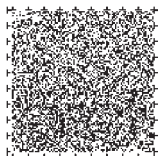
サービス名	実績値			見込量		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立生活援助	—	—	—	1人分	1人分	1人分

※ 数値は一月当たり、「人」は利用者実人数

【見込量確保に向けての方策】

- ・単身世帯である障害のある人の数、同居している家族による支援を受けられない障害のある人の数、施設入所者の移行者数、入院中の精神障害のある人のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。





(4) 計画相談支援・地域相談支援

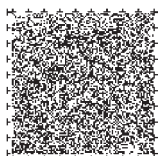
サービス名	実績値		見込量			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	339人分	357人分	367人分	377人分	387人分	397人分
地域移行支援	1人分	0人分	0人分	0人分	1人分	1人分
地域定着支援	0人分	0人分	0人分	0人分	0人分	0人分

※ 数値は、各年度の利用者実人数

《 計画相談支援・地域相談支援体制の充実・強化に向けて 》

国の第5期障害福祉計画に係る指針で示されている「計画相談支援」「地域相談支援」の方向性に基づいて、支援体制の強化を図ります。

- ① サービス等利用計画の作成については、まずは支給決定に先立ち必ず作成されるような体制の維持が重要であることから、平成30年度(2018年度)以降の利用者数の増加等に応じてさらなる体制を確保します。
- ② 利用計画においては、利用者の状態像や希望を勘案し、連続的かつ一貫性を持った障害福祉サービス等が提供されるよう総合的な調整を行うとともに、利用者の生活状況を定期的に確認の上、必要に応じた見直しを行います。
- ③ 相談支援事業所を充実させるため、人材の育成支援や専門的な指導助言を行うほか、社会的基盤の整備の実情を的確に把握し、必要な施策を確保していきます。また、これらの取組を効果的に進めるため、基幹相談支援センターや蕨市地域自立支援協議会を有効に活用します。
- ④ 障害者支援施設の入所者へのサービス等利用計画の作成やその後のサービス等利用計画の実施状況の把握(利用者についての継続的な評価を含む。)を行うことを通じて、地域移行のための支援に係るニーズが顕在化すること等を勘案し、計画的な地域移行支援の提供体制の確保を図ります。
- ⑤ 障害者支援施設等や精神科病院から地域生活へ移行した後の地域生活の定着はもとより、現に地域生活を送っている障害のある人がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域定着支援の提供体制の確保に取り組みます。

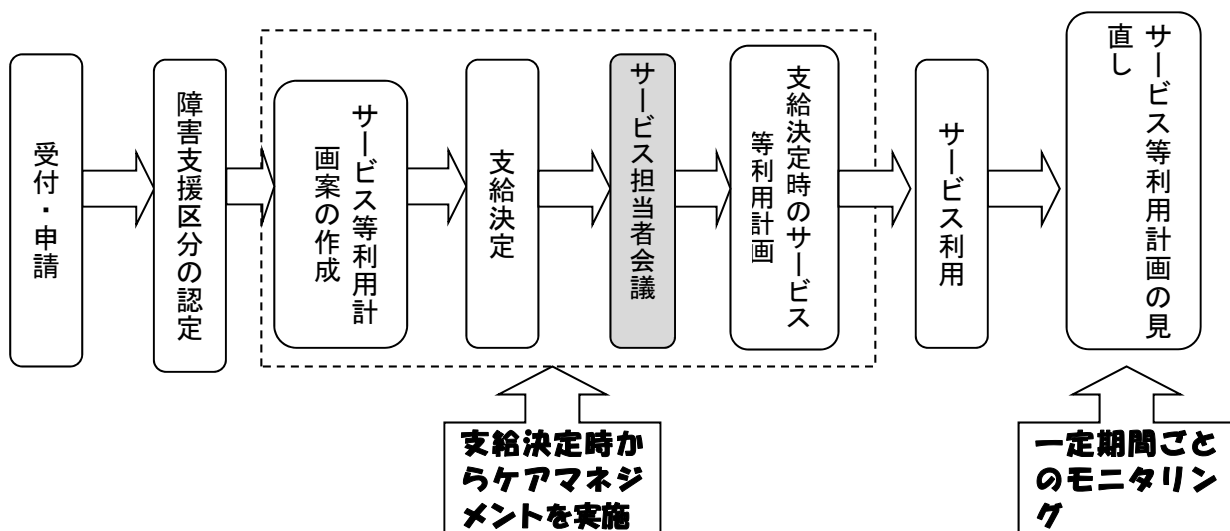


- ⑥ 蕨市地域自立支援協議会では、関係者の有機的な連携の下で地域の課題の改善に取り組んでいくとともに、部会の開催を通じた活性化や専門機関との連携の確保を進めます。

【見込量確保に向けての方策】

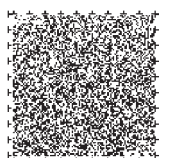
- ・計画相談支援については、市内の介護保険事業所に対しても特定相談支援事業所の指定を促すとともに、他市の事業所の参入を促すなど、サービス提供事業者の拡充を図っていきます。
- ・地域移行支援、地域定着支援に関しては、制度の周知や在宅の受け皿となる提供事業者の確保に取り組んでいきます。

【計画相談支援のイメージ図】



※計画相談支援の対象者は、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害のある人と障害福祉サービス及び障害児通所支援を利用するすべての障害のある子どもです。

※サービス等利用計画は、指定を受けた特定相談支援事業者が作成します。



3. 地域生活支援事業の見込み

(1) 相談支援

サービス名	実績値			見込量		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害者相談支援事業	3 か所	3 か所	2 か所	3 か所	3 か所	3 か所
基幹型相談支援センター	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

※ 障害者相談支援事業の数値は実施箇所数。その他は実施の有無を記載

【見込量確保に向けての方策】

- ・市内の委託している相談支援事業所に相談支援専門員を増員するよう要請していきます。
- ・一般的な相談支援事業に加え、専門的職員（社会福祉士、精神保健福祉士等）を配置することにより、市内の相談支援事業者の体制強化を図ります。
- ・蕨市地域自立支援協議会や各専門部会での協議を基に、より困難なケースや権利擁護への対応ができるよう、関連機関との連携強化に努めます。

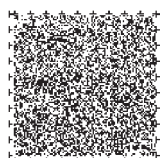
(2) 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援制度

サービス名	実績値		見込量			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度利用支援事業	1 人分	1 人分	2 人分	2 人分	3 人分	3 人分
成年後見制度法人後見支援事業	—	—	—	—	—	—

※ 数値は、各年度の利用者実人数

【見込量確保に向けての方策】

- ・成年後見制度利用支援事業については、基幹相談支援センターや相談支援事業所との連携を密にして、制度の利用が必要な人の把握や支援を行います。
- ・成年後見制度法人後見支援事業については、実施に向けた研究に取り組みます。



(3) 日常生活の支援

① 意思疎通支援事業

サービス名	実績値		見込量			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話通訳者派遣事業	245人	287人	320人	340人	360人	380人
	217件	261件	300件	320件	340件	360件
要約筆記者派遣事業	5人	9人	9人	9人	12人	12人
	1件	2件	2件	2件	3件	3件
手話通訳者養成事業	133人	126人	0人	126人	126人	126人
	45件	45件	0件	45件	45件	45件

※ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業の上段は派遣延人数、下段は派遣延件数。

手話通訳者養成事業の上段は手話通訳者養成講習会参加延人数、下段は開催件数。

【見込量確保に向けての方策】

- ・従来から手話通訳者派遣事業及び手話通訳者養成事業、要約筆記者派遣事業を行っており、引き続き十分な対応ができるよう実施していきます。
- ・手話言語条例について研究を進めます。

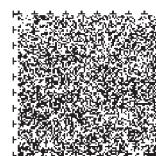
② 日常生活用具給付等

サービス名	実績値		見込量			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日常生活用具給付等事業	1,415件	1,409件	1,409件	1,409件	1,409件	1,409件
① 介護・訓練支援用具	4件	0件	0件	0件	0件	0件
② 自立生活支援用具	9件	3件	3件	3件	3件	3件
③ 在宅療養等支援用具	5件	3件	3件	3件	3件	3件
④ 意思・情報疎通支援用具	13件	8件	8件	8件	8件	8件
⑤ 排せつ管理支援用具	1,383件	1,395件	1,395件	1,395件	1,395件	1,395件
⑥ 居宅生活動作補助用具	1件	0件	0件	0件	0件	0件

※ 数値は各年度の延件数

【見込量確保に向けての方策】

- ・引き続き障害のある人のニーズにあった種目の適正な給付・貸与を行っていきます。



③ 移動支援事業

サービス名	実績値		見込量			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
移動支援事業	41か所	37か所	35か所	37か所	37か所	37か所
	767人分	752人分	730人分	752人分	752人分	752人分
	18,021時間	17,310時間	15,630時間	17,000時間	17,000時間	17,000時間

※ 数値は各年度延件数

【見込量確保に向けての方策】

- ・介護給付費の事業では対応できない移動サービスに対して移動支援事業を行っています。引き続き必要な方に実施します。

(4) 地域活動支援センター

サービス名	実績値		見込量			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域活動支援センター利用者数	10,554人	7,919人	8,000人	8,000人	8,000人	8,000人
① 基礎的事業 (か所数)	3か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
② 機能強化事業 (か所数)	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

※ 利用者数は、各年度延人数

【見込量確保に向けての方策】

- ・引き続き安定した事業経営を支援します。

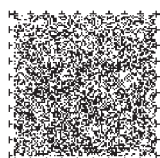
(5) 理解促進研修・啓発事業

サービス名	実績値		見込量			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
理解促進研修・啓発事業	2事業	2事業	1事業	2事業	2事業	2事業

※ 数値は事業数

【見込量確保に向けての方策】

- ・障害と障害のある人への理解を促進するため、研修・啓発事業を推進します。



(6) 自発的活動支援事業

サービス名	実績値			見込量		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自発的活動支援事業	未実施	未実施	実施	実施	実施	実施

【見込量確保に向けての方策】

- ・障害のある人の社会参加を促進するため、各種活動の機会や場の拡充を図ります。

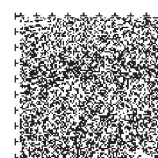
(7) その他の事業(任意事業)

サービス名	実績値			見込量		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問入浴サービス事業	157件	191件	149件	190件	190件	190件
更生訓練費給付事業	99件	115件	166件	125件	130件	135件
日中一時支援事業	117件	107件	132件	140件	150件	160件
社会参加促進事業合計	0件	1件	3件	2件	2件	2件
自動車運転免許取得助成事業	0件	1件	1件	1件	1件	1件
自動車改造助成事業	0件	0件	2件	1件	1件	1件

※ 数値は各年度当たりの延件数

【見込量確保に向けての方策】

- ・サービスを必要とする人が確実にサービスを利用できるよう、利用者やその家族に対する適切な情報提供と相談対応に努めます。
- ・日中一時支援事業については、短期入所の日中預かりの受け皿として実施しています。介護給付・夜間保護事業との調整を図りながら、提供事業者の確保とサービス提供体制の充実に努めます。
- ・社会参加促進事業として、自動車運転免許取得助成事業及び自動車改造助成事業を引き続き実施します。



4. 地域生活支援拠点の整備

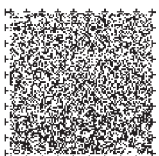
＜国の基本指針＞

障害のある人の高齢化・重度化や介護者の高齢化、家族介護力の低下・欠如などを見据えて、課題に応じてどのような機能をどれだけ整備していくかを、利用者の障害福祉サービス等のニーズ、既存の障害福祉サービス等の整備状況、基幹相談支援センターの設置の有無等、各地域における個別の状況に応じ、平成32年度（2020年度）末までに市町村または圏域ごとに少なくとも1つを整備することを基本とする。

現在、障害のある人の重度化や高齢化が進む中であって、「親亡き後」に障害のある人が安心して地域の中で自立して生活できるように、障害のある人の相談、交流の場の拡充、障害の特性に応じた受け入れや対応、専門的な相談支援など、学校から卒業、就職、親からの独立等、ライフステージの進展につれて、切れ目のない支援をする体制づくりが求められています。

こうしたことから、障害のある人の地域における生活支援を推進するため、グループホーム等の居住支援機能と専門性のある人材の確保やコーディネーターの配置等により、地域移行や親元からの自立等に関する相談のほか、一人暮らしやグループホームでの体験、緊急時のショートステイを行える地域支援機能を一体化させた地域生活支援拠点等の整備をしていくことが必要です。

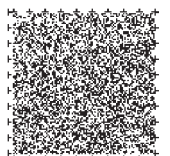
蕨市では地域自立支援協議会で、障害のある人のニーズや既存の福祉サービス等の整備状況を考慮した上で、居住支援機能及び地域支援機能を担う市内の既存施設・事業がそれぞれ役割を分担しながら、緊密に連携し、障害のある人の地域生活を支援する面的な体制整備をしていきます。



5. 障害のある人の権利の擁護

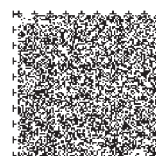
障害のある人に対する虐待や身体拘束の防止・差別解消のため、地域住民や市内のサービス提供事業所等に対する啓発に加え、サービス提供事業所等への第三者評価制度の活用等の働きかけを行います。

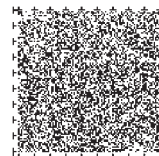
また、蕨市地域自立支援協議会等を通じて、障害のある人の権利擁護や虐待防止に関する理解を広め事業所と連携を取りながら、障害のある人の安全認識や事実確認を行う体制づくり、障害を理由とする差別に関する紛争の防止や解決を図ることができる体制づくりに努めます。



第4章

障害児支援等の目標値と見込み





1. 障害児支援等の目標値

この計画における数値目標は、国の基本指針を踏まえて、地域の実情に応じて設定することになっており、蕨市では、埼玉県を考えも踏まえながら、主に平成32年度（2020年度）を目標年度として、次のように数値目標を設定します。

各種障害児支援の充実

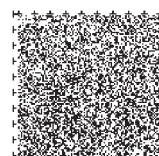
障害のある子どもの健やかな成長のために、児童発達支援や放課後等デイサービスの充実を図るとともに、障害のある子どものさまざまな相談に的確に対応できる体制の整備を図ります。

■【参考】 国及び埼玉県の考え方 ■

国の考え方	埼玉県の考え方
- 平成32年度(2020年度)末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単位での設定が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。また、平成32年度(2020年度)末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。 - 平成32年度(2020年度)末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。なお、市町村単位での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。 - 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度(2018年度)末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単位での設置が困難な場合には、県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。	国基本指針のとおり 【障害者支援課地域生活支援担当】

【目標値】

項目	数値	市の考え方
【目標値】 平成32年度(2020年度)末時点での児童発達支援センターの設置数	1か所	地域における障害のある児童の人数やニーズを的確に把握しながら、児童発達支援センター「あすなろ学園」を中心に、障害のある児童を支援します。
【目標値】 平成32年度(2020年度)末までに保育所等訪問支援が実施できる体制の構築	有	児童発達支援センター「あすなろ学園」を中心として保育所等訪問支援を実施します。
【目標値】 平成32年度(2020年度)末時点での主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	1か所	地域における、重症心身障害児の人数やニーズを的確に把握しながら、児童発達支援センター「あすなろ学園」を中心に、障害のある児童を支援します。
【目標値】 平成30年度(2018年度)末時点での、医療的ケア児が必要な支援を受けられるための関係機関の協議の場の設置数	1か所	蕨市地域自立支援協議会を中心として、平成30年度(2018年度)末までに保健、医療、障害福祉、保育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置します。



2. 障害児支援等の見込量

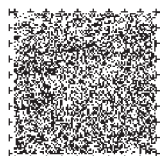
この計画では、過去の実績値を基にして見込量を定めます。

サービス名	実績値			見込量		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	23人 277人日	24人 282人日	28人 312人日	30人 360人日	32人 384人日	34人 408人日
医療型児童発達支援	0人 0人日	2人 10人日	1人 7人日	1人 10人日	1人 10人日	2人 20人日
放課後等デイサービス	56人 595人日	69人 793人日	96人 1,054人日	101人 1,111人日	106人 1,166人日	110人 1,210人日
保育所等訪問支援	1人 1人日	0人 0人日	1人 1人日	1人 1人日	1人 1人日	2人 2人日
居宅訪問型児童発達支援	-	-	-	1人 1人日	1人 1人日	1人 1人日

※ 数値は一月当たり、「人」は利用者実人数、「人日」は月利用者延人数

【見込量確保に向けての方策】

- ・児童発達支援は、療育（発達）相談からサービス利用につながる場合が多く、年々相談件数が増加傾向にあるため、単年度2人ずつ増加、一人当たり月12日利用するとして算出しています。
- ・医療型児童発達支援は、利用実績が少ないため、単年度1人、月10日利用するとして算出しています。
- ・放課後等デイサービスは、利用人数が増加傾向にあることから単年度5人ずつ増加、一人当たり月11日利用するとして算出しています。
- ・保育所等訪問支援は、保育所等を訪問した専門職支援であり、発達（療育）相談事業による保育所等への巡回相談との役割分担を考慮しながら、利用人数は大きな変動はないものとして単年度1人、月1日利用するとして算出しています。
- ・居宅訪問型児童発達支援は、平成30年度以降開始されるサービスであるため、暫定措置として、単年度1人、月1日利用するとして算出しています。
- ・障害児通所支援のサービスを必要とする人がサービスを利用できるよう、提供事業者の確保とサービス提供体制の充実に努めます。



(1)障害児相談支援

サービス名	実績値		見込量			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害児相談支援	80人分	95人分	102人分	109人分	116人分	125人分

【見込量確保に向けての方策】

- ・障害児相談支援は、児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用人数の実績をもとに算出しています。
- ・障害児相談支援は、障害のある子ども本人だけでなく、保護者、家族にも寄り添い、ライフステージの移行時において切れ目のない支援を実現することが重要です。
- ・障害児相談支援についても、計画相談支援事業同様、市内事業所に対して特定相談支援事業所の指定を促すとともに、他市の事業所の参入を促すなど、サービス提供事業者の拡充を図っていきます。

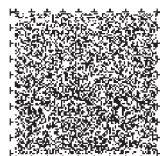
(2)発達障害のある子どもへのサービス

① 児童発達支援センター等を中核とした地域支援体制の整備

内容	見込量		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
施設数	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所

【見込量確保に向けての方策】

- ・地域の障害のある子どもやその家族への相談、障害のある子どもを預かる施設への援助・助言を行う地域の中核的な療育支援を行う児童発達支援センターを中心に、子ども・子育て支援事業計画における施策との整合を図りながら、地域における療育支援の体制整備について検討します。



(3) 医療的ケア児へのサービス

② 医療的ケア児に対する関連分野の支援と調整するコーディネーターの配置数

内容	見込量		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
配置数	1人	2人	3人

【見込量確保に向けての方策】

- ・急増する医療的ケアが必要な子どもには、関連機関を調整する専門知識を持ったスタッフが必要であり、地域全体で医療的ケアが必要な子どもを支えるため、コーディネートを行う相談支援専門員を配置し、必要なサービスが受けられるよう支援します。

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

内容	見込量		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
配置数	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所

【見込量確保に向けての方策】

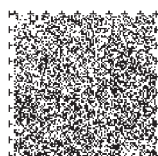
- ・医療的ケア児の支援のため、平成 30 年度（2018年度）末までに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを検討します。

(4) 重症心身障害のある子どもに対する支援

内容	見込量		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
設置数	0ヶ所	0ヶ所	1ヶ所

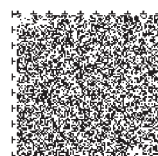
【見込量確保に向けての方策】

- ・主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を平成 32 年度（2020年度）までに確保することを検討します。



第5章

サービスの確保と計画の進捗管理



1. サービスの確保策

(1) 専門的な人材の育成と確保

多様化・高度化する相談者のニーズに迅速に対応できるよう、社会福祉士や保健師、精神保健福祉士、手話通訳者など、障害福祉に関する専門職員の育成や確保を図るとともに、資質の向上に努めます。

(2) 確実な情報提供

支給決定やサービス利用の方法、サービス体系の変化などについて、利用者や住民、事業者に対し、広報やホームページなどの活用とともに、さまざまな機会をとらえて確実に情報提供を行います。

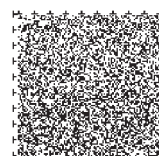
また、情報を必要とする障害のある人に的確な情報提供を行うため、点字封筒の使用の拡大等にも取り組んでまいります。

(3) 施設整備の方針

各種施設整備に際しては、近隣市や関係団体と連携した対応が不可欠です。広域的な対応が必要な施設に関しては、近隣市や社会福祉協議会、サービス事業者などと連携を強化し、障害保健福祉圏域における既存の事業や施設の活用も視野に入れた解決策の検討や共同事業の推進を図ります。

(4) サービスを利用しやすい環境づくり

誰もが使いやすく、満足のいくサービスとしていくために、サービス内容や提供方法などについて、利用者やその家族、事業者の意見やニーズを把握し、充実に努めます。



2. 本計画の進捗管理について

(1) PDCA サイクルの導入

計画策定に当たっては、PDCAサイクルを取り入れた策定を目指すものとし、

(ア)PDCA サイクルの必要性

計画は、障害のある人に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認して工夫・改善を積み重ね、着実に取組を進めていくものです。

そのため、作成した計画については、進捗を把握するだけでなく、分析・評価の上、課題等がある場合には、随時、対応していくことになります。

① PDCA サイクルとは

「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野で品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「見直し（Action）」を順に実施していくものです。

業務を進めていく上で、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへと繋げていく過程は、業務の質を高めていく上で重要です。

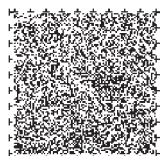
■障害者総合支援法（抜粋）

第88条の2 市町村は、定期的に、前条第2項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画同条第3項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

(2) 計画における PDCA サイクル

平成30年度（2018年度）を初年度とする本計画においても、前計画で導入されたPDCAサイクルの考え方に立って、成果目標や活動指針、見込量等の進捗管理を行います。

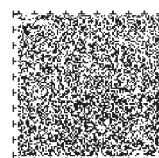
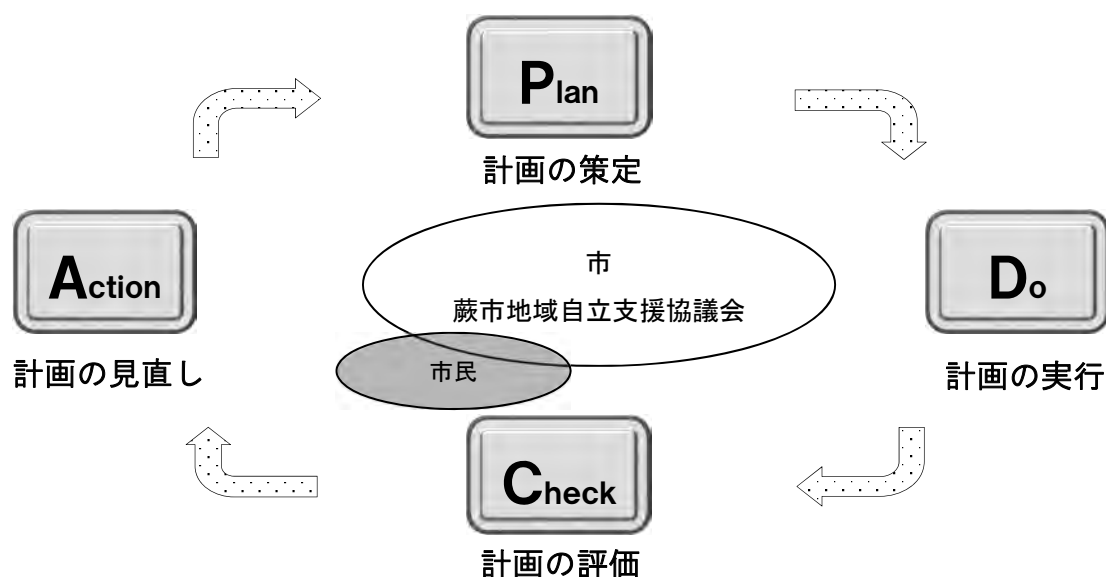
PDCAサイクルのプロセスは以下のとおりとされており、第4期障害福祉計画では、蕨市地域自立支援協議会において意見を聴いております。



- 成果目標及び活動指針については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者福祉施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じること
- また、中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について公表することが望ましいこと
- 活動指針については、より高い頻度で実績を把握し、設定した見込量の達成状況等の分析・評価を行うことが望ましいこと、本計画においても、これらのPDCAサイクルのプロセスを念頭に、計画作成の段階において、基本指針に即しつつ地域の実情に応じて成果目標及び活動指針を設定するとともに、成果目標の達成に向けて必要となる活動指標についても整理しておくことが必要となります。

※成果目標 障害福祉サービス等の提供体制確保の一環として、基本指針の中で、基本理念等を踏まえて国全体で達成すべき目標として設定するもの

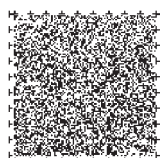
※活動指針 国全体で達成すべき数値目標の形では設定しないが、都道府県・市町村において、基本指針に定める基本理念や提供体制確保の基本的考え方、障害福祉サービスの提供体制確保に関する成果目標等を達成するために必要となるサービス提供量等の見込みとして設定するもの



【障害保健福祉圏域】

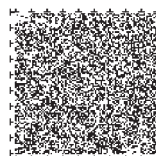
埼玉県障害福祉計画では、交通事情や今までの地域のつながりなどを考慮して、市町村より広域的な行政単位として、県内を10地域に分けた「障害保健福祉圏域」を設定し、障害福祉サービスの広域的な推進を図っています。本市は南部圏域に属しています。

障害保健福祉圏域	福祉事務所	保健所	市 町 村
南 部	東部中央	南部	蕨市・戸田市
		川口市	川口市
さいたま	さいたま市	さいたま市	さいたま市
南西部	西部	朝霞	朝霞市・志木市・和光市・新座市・富士見市・ふじみ野市・三芳町
東 部	東部中央	春日部	春日部市・越谷市・松伏町
県 央		草加	草加市・八潮市・三郷市・吉川市
		鴻巣	鴻巣市・上尾市・桶川市・北本市・伊奈町
川越比企	西部	川越市	川越市
		東松山	東松山市・滑川町・嵐山町・小川町・川島町・吉見町・ときがわ町・東秩父村
		坂戸	坂戸市・鶴ヶ島市・毛呂山町・越生町・鳩山町
西 部		狭山	所沢市・飯能市・狭山市・入間市・日高市
利 根	東部中央	加須	行田市・加須市・羽生市
		幸手	久喜市・蓮田市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町
北 部	北部	熊谷	熊谷市・深谷市・寄居町
		本庄	本庄市・美里町・神川町・上里町
秩 父	秩父	秩父	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町



第6章

計画の推進



1. 計画の推進のために

(1)障害のある人のニーズ把握・反映

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、蕨市地域自立支援協議会を活用し、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

(2)地域社会の理解促進

障害のある人もない人もともに暮らす地域の実現のために、地域の住民に障害についての正しい理解を更に深めていく必要があります。

社会福祉協議会や当事者団体とも連携し、市民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種の交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動を促進していきます。

2. 推進体制の整備

(1)庁内の推進体制の整備

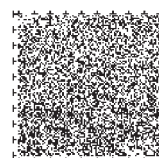
この計画を確実に実施していくために、関連各課や関係機関との連携を更に強化し、庁内の推進体制の充実に努めます。また、すべての職員が、障害のある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障害福祉に関する知識と意識を高めていきます。

(2)地域ネットワークの強化

地域における福祉の推進は、行政だけでなく広く住民に期待される役割であり、さまざまな団体や組織、そして一人ひとりの住民の参加が不可欠です。

住民や関連機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

更に、「蕨市地域自立支援協議会」を活用し、市内の障害福祉に関する支援体制の確立や、資源の開発・改善に向け、協働で取り組んでいきます。



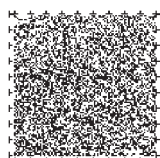
(3)計画の点検・管理体制

障害のある人やその家族、関係団体との意見交換とともに、計画の進捗状況について調査・把握し、計画の着実な推進に努めます。

(4)国・県との連携

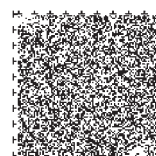
障害のある人の地域生活を支えるさまざまな施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくありません。このため、国や県の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策の推進に努めます。

また、地方公共団体の責務として、住民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い制度に向けて、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。



第7章

資 料



1. 蕨市障害福祉計画策定懇談会設置要綱

平成 29 年 3 月 23 日蕨市要綱第 9 号

蕨市障害福祉計画策定懇談会設置要綱

(設置)

第 1 条 蕨市における第 5 期障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項の規定により定める計画をいう。）の策定（以下「計画の策定」という。）について、広く市民等の意見を聴くため、蕨市障害福祉計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 懇談会は、委員 12 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が特に必要と認める者

2 懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 懇談会は、会長が招集し、その議長となる。

2 懇談会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 4 条 懇談会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

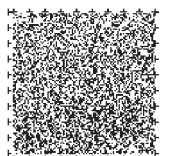
附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(有効期限)

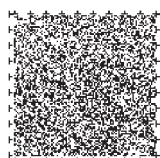
2 この要綱は、計画の策定が終了した日にその効力を失う。



2. 蕨市障害福祉計画策定懇談会委員名簿

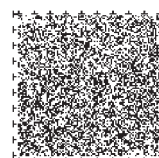
(順不同)

NO	委 員 名	所 属 分 野	所 属 団 体
1	寺久保 光良	学識経験者	元・山梨県立大学
2	鹿子木 順子	福祉関係者	蕨障害児（者）を守る会
3	貫井 新司	福祉関係者	蕨市身体障害者福祉会
4	古俣 貞夫	福祉関係者	蕨市視覚障害者協会
5	成田 昇	福祉関係者	蕨市聴覚障害者協会
6	小川 君子	福祉関係者	蕨・戸田地区精神保健福祉家族会 雑草クラブ
7	小林 加名子	福祉関係者	(福) 戸田蕨福祉会 あすなろ学園
8	小菅 透	福祉関係者	(福) 蕨市社会福祉協議会
9	大槻 知也	保健医療関係者	川口保健所
10	島田 武雄	福祉関係者	蕨市民生委員・児童委員協議会連合会
11	塘 かほる	公募委員	
12	三木 愛子	公募委員	



3. 計画策定経過

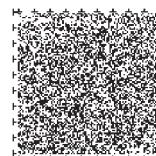
年月日	会議名等	審議内容等
平成29年(2017年) 5月15日(月)	第1回蕨市障害福祉計画策定懇談会	委嘱状交付 会長及び副会長の選出 計画策定について 調査票検討
6月23日(金) ～7月13日(木)	福祉に関するアンケート調査	アンケート調査 (身体障害者・知的障害者・精神障害者対象)
8月3日(木)	団体ヒアリング	5団体から意見聴取
8月30日(水)	第2回蕨市障害福祉計画策定懇談会	調査結果速報 団体ヒアリング結果 計画実施状況
11月6日(月)	第3回蕨市障害福祉計画策定懇談会	調査結果報告 素案検討
12月28日(木) ～平成30年(2018年) 1月17日(水)	パブリック・コメント	パブリック・コメントの実施 意見の件数 23 件 (意見提出者 13 名)
2月16日(金)	第4回蕨市障害福祉計画策定懇談会	第5期蕨市障害福祉計画・第1期蕨市障害児福祉計画(案)の最終確認



**第 5 期蕨市障害福祉計画
第 1 期蕨市障害児福祉計画**

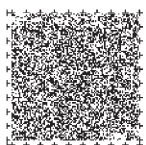
平成 3 0 年 3 月発行

編集・発行 蕨市健康福祉部福祉総務課
〒335-8501 埼玉県蕨市中央 5 丁目 14 番 15 号
Tel : 0 4 8 (4 3 3) 7 7 5 4
Fax : 0 4 8 (4 4 4) 2 9 4 9



第5期蕨市障害福祉計画・第1期蕨市障害児福祉計画

2018年度(平成30年度)～2020年度
平成30年3月



蕨市